

特定事業者の皆様へ

疑わしい取引の届出における届出書の
入力要領（マニュアル）を改訂しました。

新しい入力要領は下記のとおり

旧 疑わしい取引の届出における入力要領・二訂版



新 疑わしい取引の届出における入力要領・三訂版

【改訂概要】

- ◆ 入力要領全般を見直し、内容を充実化
- ◆ 法改正に伴う改訂
 - ・ 特定事業者に仮想通貨交換業者が追加されたことに伴う仮想通貨送・受信取引の入力要領
 - ・ 提供先捜査機関等に国税庁等が追加されたことに伴う届出票（別記様式第1号）「顧客等に関する情報」欄中の「捜査機関等からの照会の有無」欄の入力要領
- ◆ 事業者プログラムの更新に伴う改訂
 - ・ 新機能の説明
 - ・ 事業者プログラムの更新に対応した入力要領
- ◆ 資金中継取引の入力要領及び入力例を追加

入力要領は、警察庁（犯罪収益移転防止対策室）のホームページに掲載しています。

（<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>）



警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課
犯罪収益移転防止対策室
03(3581)0141 内線(722-530~537)

疑わしい取引の届出における入力要領

三訂版

平成30年3月改訂

JAFIC: Japan Financial Intelligence Center

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

目 次

疑わしい取引の届出における入力要領	1
1 届出書作成全般に関する事項	
(1) 事業者プログラムによる届出書の作成	1
(2) 事業者プログラムの更新	1
(3) 届出書の作成単位	2
(4) 正確な入力	2
(5) コンボボックスが設定されている項目への入力	2
(6) 関連資料の添付	3
2 届出票、取引時確認情報、口座情報、取引情報の入力要領	
(1) 届出票	4
【届出年月日】	4
【事業者名】	4
【代表者名】	4
【届出番号（年）】	4
【届出番号（番号）】	4
【担当者名、部署名、営業所、代理店等名称、役職】	5
【本店所在地（郵便番号）、本店所在地】	5
【営業所・代理店等所在地（郵便番号）～内線番号】	5
【氏名（法人名）、フリガナ、通称・異名等】	5
【個人・法人の別】	9
【生年月日（設立日）】	9
【性別、国籍、在留資格】	9
【電話番号 1～3】	9
【電子メールアドレス等 1～2】	10
【郵便番号、住所、ビル名等】	10
【職業（事業内容）】	12
【勤務先名（その他の連絡先）】	12
【勤務先の事業内容】	12
【届出理由】	12
【ガイドライン番号】	14
【捜査機関等からの照会の有無】	14
【備考】	14
「届出票」入力画面	15
(2) 取引時確認情報	16
【顧客等（個人・法人）の本人確認書類】	16
【代表者・取引担当者・代理人・その他関係者に関する事項】	18
【実質的支配者に関する事項】	19
【資産及び収入の状況に関する情報】	20
「取引時確認情報」入力画面	21
(3) 口座情報	22
【継続的取引関係に関する事項】	22

(4) 取引情報	23
【疑わしい取引に関する事項】	23
【当該取引の取扱店】	24
【当該取引に関する情報】	25
【預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合】	26
【当該取引の際に使用した通称・異名等】	27
「口座情報」・「取引情報」入力画面	28
「外国送金（被仕向）」の入力例	28
「仮想通貨の送信取引」の入力例	29
(5) 資金中継取引に係る入力要領	30
① 取引銀行が届け出る場合	30
② 中継銀行が届け出る場合	30
「取引銀行が届け出る場合」の入力例	31
「中継銀行が届け出る場合」の入力例	32
3 届出書作成上の留意事項	
(1) 取引確認情報、口座情報、取引情報の作成の可否	33
(2) 届出票、取引時確認情報、口座情報、取引情報の関連づけ	34
① 口座利用のある取引と口座利用のない取引の関連づけ方法の違い	34
② 取引時の本人確認書類と口座開設時の本人確認書類が異なる場合	35
(3) 添付資料	36
① 届出票	36
② 画像ファイル	36
③ P D F ファイル	36
④ C S V ファイル	36
4 お問い合わせ先	37
5 疑わしい取引の参考事例及びガイドライン	
(1) 参照すべき参考事例の種別及び使用するガイドライン種別	38
(2) 参考事例及びガイドライン番号名称	40
① 預金取扱い機関	40
② 保険会社	42
③ 金融商品取引業者	45
④ 商品先物取引業者	47
⑤ 両替業者	48
⑥ ファイナンスリース事業者	49
⑦ クレジットカード事業者	50
⑧ 宅地建物取引業者	51
⑨ 宝石・貴金属等取扱事業者	52
⑩ 古物商（宝石・貴金属等取扱事業者）	53
⑪ 郵便物受取サービス業者	54
⑫ 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者	55

<付録>

届出様式：疑わしい取引の届出書（別記様式第1号～第3号）

疑わしい取引の届出における入力要領

1 届出書作成全般に関する事項

(1) 事業者プログラムによる届出書の作成

疑わしい取引の届出は、犯収法施行規則に定められている届出書（別記様式第1号～同3号）により行うこととされています。

事業者プログラムでは

- 届出票（別記様式第1号に関する項目）
- 取引時確認情報（別記様式第2号に関する項目）
- 口座情報、取引情報（別記様式第3号に関する項目）

を入力することにより、届出書を作成することができます。

事業者プログラムは、「J A F I Cダウンロードページ」から入手できます。同ページから最新の事業者プログラム及び受付システム用プログラム操作説明書（事業者プログラム）を取得し、操作説明書を参照しながら入力してください。

(2) 事業者プログラムの更新

平成30年3月1日から事業者プログラムが Version 3.0.0.0 に更新されています。

① 誤入力を防止するための機能の追加

取引時確認情報（様式第2号）の「本人確認書類の種別」欄で個人番号カード、年金手帳、住民基本台帳カードを選択した場合には、書類番号ができなくなる機能などが追加されています。

② 届出書のPDFファイルの自動作成

事業者プログラムで入力した届出書（様式第1号から様式第3号）を暗号化する場合、自動的にPDFファイルを作成する機能が追加されたことにより、これまで手動で行っていたPDFファイルの作成作業が不要となります。

この機能は、事業者プログラムの「設定」により有効無効を選択することができます。

③ 画像ファイルのPDFファイルへの自動変換

事業者プログラムにインポートする画像ファイル（添付ファイル）のファイル形式がJ P E G、T I F F、B M P及びP N Gの場合、インポートの際に自動的にP D Fファイルに変換され、届出フォルダに保存（添付）される機能が追加されています。

④ 入力担当者項目の追加

担当者情報に加え、届出金融機関等情報に新たに入力者情報を入力する項目が追加されています。

この項目は、任意入力となっており、事業者プログラムの「設定」により有効無効を選択することができます。

(3) 届出書の作成単位

① 届出書は、顧客等（顧客及び信託の受益者をいいます。）の名義ごとに作成してください。

② 代表者は同一でも社名が異なる場合や個人が取引ごとに別々の屋号を用いている場合など、顧客等の名義が異なる場合は、別個に届け出てください。

なお、同一人物と思われるが名義が異なるため別個に届け出る場合は、それぞれの届出理由欄に関連が分かるように、互いの届出番号とともに、その旨を付記してください。

③ 同一名義に係る複数の口座（支店が異なる場合を含む。）の取引を同じ理由で届け出る場合は、一つの届出書で届け出てください。

(4) 正確な入力

① 各欄の入力事項は、「2 届出票、取引時確認情報、口座情報、取引情報の入力要領」に従い正確に入力してください。

② 「届出票」の「顧客等に関する情報」や「取引時確認情報」の「顧客等（個人・法人）の本人確認書類」の記載には特に留意してください。本人特定事項に誤りがあると、他の項目との整合性が失われたり、他の情報との関連付けができなくなってしまう。

(5) コンボボックスが設定されている項目への入力

「コンボボックス」とは、文字を入力するボックスと文字を選択するボックスが組み合わされたもので、ボックス右側のボタンをクリックして項目を選択して入力したり、直接文字入力したりすることができます。

コンボボックスから選択して入力する項目は、次の場合を除き、必ずコンボボックスから該当するものを選択してください。

○ コンボボックス内に合致するものがない場合

例：「特定事業者名称」、「営業所・代理店等名称」等

コンボボックスにない場合は、直接入力してください。

- コンボボックス内に合致するものがなく、直接入力もできない場合
例：「口座情報」、「取引情報」の「取引形態」等
コンボボックス内の「その他」又は「不明」を選択してください。

(6) 関連資料の添付

- ① 関連資料は、疑わしい取引に関する情報を整理、分析する際に非常に役立ちますので、できる限り写しを添付してください。ただし、事務の省力化の観点から、公刊物の場合、写しは添付せず、届出理由欄に掲載紙（誌）名、掲載日、掲載頁等を入力してください（１３頁参照）。

なお、関連資料には、取引状況・内容の詳細が分かる資料、届出理由の裏付けとなる資料（メモを含む。）、その他参考資料を含みます。

【例】印鑑票、口座開設申込書、取引明細、伝票類、本人確認書類の写し 等

- ② 電子申請以外の方法で届出を行う場合は、原本を添付することのないよう、特に留意してください。
- ③ 鮮明な文字・画像のものを添付してください。

なお、記載番号等が不鮮明な場合で、本人確認時に手控えを残している場合は、手書きで追記するなどの方法により補完してください。

- ④ 届出印の印影は塗り潰してください。

なお、印影を塗り潰すことにより、他の文字が見づらくなる場合、当該文字を余白に記載してください。

2 届出票、取引時確認情報、口座情報、取引情報の入力要領

以下のルールに沿って入力してください。

（注： **緑字は全角**とするもの、**青字は半角**とするものを表す。）

(1) 届出票

届出書の別記様式第1号の内容に関する事項を入力するものです。

疑わしい取引の届出を行う事業者の名称、所在地、疑わしい取引を行った顧客等の氏名、生年月日（設立年月日）、住所、電話番号（連絡先）、疑わしい取引と判断した理由等を入力します。

【届出年月日】

届出年月日の年は西暦を使用し、年月日を、**半角「/」（スラッシュ）**で区切って入力してください。月、日が一桁の場合は、その前に**半角「0」**を付けてください。

【事業者名】

「事業者名」欄には、「届出特定事業者情報」（メニューバーの「ツール」から「設定」を選択し、「届出金融機関等情報」のタブに表示される情報をいう。以下同じ。）として入力された内容が初期値として設定されます。事業者が設定されない又は違う事業者名が設定される場合は、「届出特定事業者情報」を確認し正確に入力してください。

【代表者名】

「代表者名」欄には、「届出特定事業者情報」として入力された事業者の代表者名（社長、取締役等）が初期値として設定されます。氏名の姓と名の間には、**全角スペース**を入力してください。

【届出番号（年）】

「届出番号（年）」欄には、届出年月日に入力された西暦が初期値として設定されますので、入力の必要はありません。

【届出番号（番号）】

当該暦年ごとに一連番号を6桁の**半角数字**で入力してください。

なお、届出番号が他の届出と重複することのないよう注意してください。

【担当者名・部署名・営業所・代理店等名称、役職】

「担当者名」欄は、「届出特定事業者情報」として入力された担当者又は入力者（以下担当者等という。）の内容がコンボボックスから選択できます。届出の内容について問合せることがありますので、実際に対応していただく担当者等を選択してください。

「部署名・営業所・代理店等名称」、「役職」欄は、「届出特定事業者情報」として入力された担当者等の内容が初期値として設定されます。

担当者等が設定されない又は違う氏名等が設定される場合は、「届出特定事業者情報」を確認し正確に入力してください。

【本店所在地（郵便番号）、本店所在地】

「本店所在地（郵便番号）」、「本店所在地」欄は、「届出特定事業者情報」として入力された代表者の内容が初期値として設定されます。

住所（所在地）は、全て**全角文字**で入力し、「丁目」、「番地」、「号」の文字は入力せず、部屋番号等も含め英数字を**全角マイナス**で繋いで入力してください。

※ 支店、代理店、顧客等、関係者の住所、（所在地）についても同じです。

【営業所・代理店等所在地（郵便番号）～内線番号】

「営業所・代理店等所在地（郵便番号）～内線番号」欄は、「届出金融機関等情報」として入力された担当者等の内容が初期値として設定されます。

郵便番号、電話番号は、**半角数字**を**半角マイナス**で繋いで入力し、内線番号は半角数字のみで入力してください。

【氏名（法人名）、フリガナ、通称・異名等】

- ① 顧客等の氏名を入力し、氏名に**フリガナ**（**半角カタカナ**又は**半角英大文字**）を付してください。顧客等に通称名、異名あるいは漢字表記は同じでも異なる読み方がある場合は、「通称・異名等」欄に入力してください。

姓と名の間、会社名と支店名の間等、定められた箇所以外の箇所に、スペースを入れないでください。

- ② 漢字の一部が外字等で入力（表示）できない場合は、入力（表示）できない箇所のみ、**全角カタカナ**で入力し、その他は漢字で入力してください。

<入力例>

○ 本名のみの場合

フリガナ

氏名（法人名）

フリガナ

通称・異名等

ゼニライ タロウ	半角スペース
銭洗 太郎	
	全角スペース

○ 通称、異名がある場合

フリガナ

氏名（法人名）

フリガナ

通称・異名等

ゼニライ タロウ
銭洗 太郎
ゼニライ イロウ
銭洗 一郎

○ 入力（表示）できない漢字がある場合

フリガナ

氏名（法人名）

フリガナ

通称・異名等

ゼニライ タロウ
ゼニ洗 太郎

- ③ 屋号付個人名の場合は、屋号を除いた氏名を、「通称・異名等」欄にも入力してください。この場合、「生年月日（設立日）」欄は、個人の生年月日を入力してください。

また、「個人・法人別」欄は、個人を選択してください。

<入力例>

○ 屋号を含んでいる場合

フリガナ

氏名（法人名）

フリガナ

通称・異名等

マネンショウジ ゼニライ タロウ	半角スペース
マネロン商事 銭洗 太郎	
ゼニライ タロウ	全角スペース
銭洗 太郎	

- ④ 外国人等で、漢字表記の他にアルファベット表記が判明している場合は、アルファベット表記を「氏名（法人名）」欄に、漢字表記を「通称・異名等」欄にそれぞれ入力してください。

なお、「フリガナ」欄は、アルファベット表記又はカタカナ表記で入力してください。

漢字で入力する場合は、姓と名の間に**全角スペース**を入力し、アルファベットで入力する場合は、漢字一字のアルファベット表記ごとに**全角スペース**を入力してください（「フリガナ」欄の**スペースは半角**。）。

なお、アルファベット表記は、**全角大文字**、**半角大文字**で入力してください。

- ⑤ 通称・異名が複数ある場合は、「取引時確認情報」の「代表者・取引担当者・代理人・その他関係者に関する事項」に氏名、フリガナ、生年月日、性別を入力し、「関連内容」欄に「異名」、「〇〇語表記」、「旧姓」等と入力してください。

<入力例>

○ アルファベット表記の場合		半角スペース
フリガナ	FAN ZUI REN	
氏名（法人名）	FAN ZUI REN	全角スペース
フリガナ	ファン ズイルン	
通称・異名等	犯罪人	

- ⑥ 法人名等を入力する場合、いわゆる前株、後株とで入力方法が異なります。後株の場合はそのまま入力し、前株の場合は名称の後に**全角「/」（スラッシュ）**を入力し、その後に「株式会社」と入力してください。

支店名のある場合は、会社名の後に**全角スペース**を入力し、その後に支店名を入力してください。

また、「フリガナ」欄に「カブシカイシャ」等は入力しないでください。

「有限会社」、「社団法人」、「財団法人」、「医療法人」等の場合も同様の方法により入力してください。

「マンション管理組合」、「町内会」、「生活協同組合」等、任意団体に関しては「マンションカンキョウアイ」等と入力してください。

法人名に「・」がついている場合は、「フリガナ」欄に「・」は入力せず、**半角スペース**を入力してください。

<入力例>

○ 「マネロン商事株式会社」(後株)の場合

フリガナ	マネロシヨウジ	株式会社は入力しない
氏名(法人名)	マネロン商事株式会社	
フリガナ		
通称・異名等		

○ 「株式会社マネロン商事」(前株)の場合

フリガナ	マネロシヨウジ	全角スラッシュ
氏名(法人名)	マネロン商事/株式会社	
フリガナ		
通称・異名等		

○ 「株式会社Maneron」(前株)の場合

フリガナ	MANERON	全角スラッシュ
氏名(法人名)	Maneron/株式会社	
フリガナ		
通称・異名等		

○ 「マネロン商事株式会社東京支店」(後株)の場合

フリガナ	マネロシヨウジ トウキョウシテン	半角スペース
氏名(法人名)	マネロン商事株式会社 東京支店	全角スペース
フリガナ		
通称・異名等	マネロン商事株式会社	

○ 「株式会社マネロン商事 東京支店」(前株)の場合

フリガナ	マネロシヨウジ トウキョウシテン	半角スペース
氏名(法人名)	マネロン商事 東京支店/株式会社	全角スペース
フリガナ		
通称・異名等	マネロン商事/株式会社	

- ⑦ 漢字名、英字名そのものは不明、読み方だけが判明している場合
「フリガナ」欄に**フリガナ（半角カタカナ）**だけを入力し、「氏名（法人名）」欄には何も入力しないでください。
- ⑧ 漢字名、英字名は判明しているが、読み方が不明な場合
「氏名（法人名）」欄に漢字名、英字名を入力し、「フリガナ」欄には**「フメイ」（半角カタカナ）**と入力してください。この場合、「個人・法人の別」欄で、必ず「不明」を選んでください。
- ⑨ 外国人、法人名等、本人確認書類にカタカナ表記のみの場合
「氏名（法人名）」欄にも、本人確認書類上のカタカナ表記を入力してください。
- ⑩ 顧客等の氏名（法人名）が全く分からない場合
「フリガナ」欄に**「フメイ」（半角カタカナ）**とだけ入力し、「氏名（法人名）」欄には何も入力しないでください。
この場合、「個人・法人の別」欄で、必ず「不明」を選んでください。

【個人・法人の別】

個人・法人の別は、コンボボックスから選択できます。

個人・法人の別の「個人」を選択すると、「氏名（法人名）」欄に入力した姓と名の間に**全角スペース**が入力されていない場合、エラーが表示されます。

【生年月日（設立日）】

「生年月日（設立日）」欄は、「届出年月日」欄と同じ要領により入力してください。

【性別、国籍、在留資格】

性別、国籍及び在留資格は、コンボボックスから選択できます。

国籍が不明の場合、「国籍」欄は空欄にはせず、必ず「不明」を選択してください。

日本国籍の場合、在留資格は空欄のままにしてください。

【電話番号 1～3】

電話番号は3件まで入力することができますので、自宅電話、携帯電話、勤務先電話等を**半角数字を半角マイナス**で繋いで入力してください。

なお、4件以上入力する場合には、「取引時確認情報」の「代表者・取引担当者・代理人・その他関係者に関する事項」に入力してください。

【電子メールアドレス等 1～2】

顧客等が自宅、携帯電話及び勤務先等で利用している電子メールアドレスやインターネットのアドレス（URL）等を入力してください。

【郵便番号、住所、ビル名等】

① 郵便番号は半角数字を半角マイナスで繋いで入力し、住所、ビル名等は全角で入力してください。

② 住所は、必ず都道府県名から入力してください。

以前の住所など複数の住所がある場合は、それぞれを「取引時確認情報」の「代表者・取引担当者・代理人・その他関係者に関する事項」に入力し、「関連内容」欄に、「旧住所」等と入力してください。

③ マンション、アパート等の場合、「住所」欄には建物の名称は入力せず、号棟、階数、部屋番号等の英数字のみを全角マイナスで繋いで入力してください。また、階数の階は「F」（全角）と入力してください。

「～条」「～組」「～地割」等となっている住所は、本人確認書類に「1条」等と表記されていても、漢数字で「一条」「一組」「一地割」等と入力してください。

また、「上ル」「下ル」と記載された住所は、カタカナ部分をひらがなで「上る」「下る」と入力してください。

④ アパート名、ビル名、様方等は「ビル名等」の欄に入力してください。

また、住所に私書箱が含まれる場合も、同欄に「〇〇ビル〇〇私書箱」等と入力してください。

<入力例>

○ 集合住宅の場合（その1）

（〒110-1234 〇県〇市〇町1丁目1番1号△△ハイツ101号室）

郵便番号 110-1234

住所 〇県〇市〇町1-1-1-101

ビル名等 △△ハイツ

○ 集合住宅の場合（その2：棟数のある場合）

（〒110-1234 〇〇県〇〇市〇〇町2丁目2番2号××ハイツ1号棟202号室）

郵便番号 110-1234

住所 〇〇県〇〇市〇〇町2-2-2-1-202

ビル名等 ××ハイツ

○ 集合住宅の場合（その３：棟名がアルファベットの場合）

（〒110-1234 ○○県○○市○○町３丁目３番３号コーポ◇◇Ａ棟３０３号室）

郵便番号	110-1234	住所	○○県○○市○○町３－３－３－Ａ－３０３
		ビル名等	コーポ◇◇

○ ビルの場合

（〒110-1234 ○○県○○市○○町４丁目４番４号□□ビル５階）

郵便番号	110-1234	住所	○○県○○市○○町４－４－４－５Ｆ
		ビル名等	□□ビル

○ 私書箱の場合

（〒110-1234 ○○県○○市○○町５番地☆ビル☆☆私書箱６号）

郵便番号	110-1234	住所	○○県○○市○○町５－６
		ビル名等	☆ビル☆☆私書箱

○ 「様方」の場合

（〒110-1234 ○○県○○市○○町４４４番地 ※※様方）

郵便番号	110-1234	住所	○○県○○市○○町４４４
		ビル名等	※※様方

- ⑤ 住所が外国の場合、郵便番号は「999-9999」（半角）とし、住所は「外国」と入力した後、全角スペースを入力し、その後に全角大文字のアルファベットで入力してください。ただし、「住所」欄に「外国」のみ入力することはしないでください。

<入力例>

○ 外国住所の場合

（住所：1111 Avenue of the Americas, New York, NY 100000, USA）

郵便番号	999-9999	住所	外国 1111 AVENUE OF THE AMERICAS, NEW YORK, NY 100000, USA
		ビル名等	

※ 外国住所最後尾の国名の記載漏れに注意してください。

- ⑥ 住所が不明であったり、町名等までしか判明していないなど、不完全な住所しか把握していない場合、「住所」欄は空欄としてください。

【職業（事業内容）】

当該顧客等が個人の場合には職業を、当該顧客等が法人の場合には事業内容を入力してください。

○ 職業の分類

【例】会社役員、公務員、医師、教員、学生、無職

（日本標準職業分類（総務省）参照）

○ 事業内容の分類

【例】製造業、運輸業、建設業、金融業、販売業、不動産業

（日本標準産業分類（総務省）参照）

なお、事業内容欄に、登記事項証明書等に記載されたすべての事業内容を入力する必要はありません。取引に関連する事業のみでも結構です。

また、事業内容は、登記事項証明書等に記載されたものと同一でなくても、特定事業者において一定の事業の類型を作成し、そのいずれかに分類整理したものでも構いません。

【勤務先名（その他の連絡先）】

「氏名（法人名）」欄の法人名と同じ要領により入力してください。

【勤務先の事業内容】

「職業（事業内容）」欄の事業内容と同じ要領により入力してください。

【届出理由】

- ① 「届出理由」欄には、当該取引を疑わしい取引と判断した理由、経緯及び取引内容を下記記載例に示した要領により入力してください。入力できる文字数は800文字（全角・半角でも同じ。）です。

800文字を超える場合は、備考欄（120文字）に続きを入力することも可能ですが、その旨を「届出理由」欄に記載してください。

なお、個別の取引の日付・金額・（被）仕向先等は、「口座情報」、「取引情報」に入力してください（内容を重ねて「届出理由」欄に入力する必要はありません。）。

- ② 口座開設謝絶事案を届け出る場合は、「届出理由」欄に、謝絶の理由（疑わしい取引として届け出る理由）を記載するとともに、「取引情報」に口座開設年月日、支店、預金種別、開設目的等必要事項を入力してください。
- ③ 捜査機関等から捜査（調査）関係事項照会書や口座凍結依頼書等を受理している場合は、届出理由欄に、書類名、照会元捜査機関、照会年月日等を入力してください。ただし、捜査関係事項照会書等の捜査書類は添付しないでください。

また、捜査関係事項照会書等の照会元については、必ず、県名、部署（警察署）名を入力してください。その際、捜査員等の個人名は入力しないでください。

<記載例>

○ 反社会的勢力に関するもの

反社会的勢力と認識した理由を簡潔に入力してください。

【例】暴力団〇〇組と繋がりがあるとの風評がある。

暴力団〇〇組が経営している企業と繋がりがあるとの風評がある。 等

日常の業務において把握した事項や取引の相手方の態度や人相風体など、些細なことでも気付いたことを入力してください。

※ 反社会的勢力

反社会的勢力の明確な定義はありませんが、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について（平成19年6月19日付け犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」には以下の記載があります。

「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である『反社会的勢力』をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。」

○ 公刊物に関するもの

【例】2018/2/15付け、〇〇新聞〇刊〇〇頁、取引の相手方（顧客等）が〇〇罪で逮捕されたと報道された。

2018/2/16付け、〇〇新聞〇刊〇〇頁、捜査中と報道されている者の家族（関係者）が高額取引を行った。 等

※ 記事のコピーは添付しないでください。

○ 原資・使途先に関するもの

【例】年齢、職業に見合わない高額の取引があった。

借名取引ではないかとの疑問が感じられた。

購入直後のものを売却する取引を繰り返している。 等

○ 捜査機関等からの照会文書等に関するもの

【例】2018/2/15付け、〇〇県〇〇警察署から捜査関係事項照会書を受領。

2018/2/16付け、警視庁〇〇警察署から口座凍結依頼書を受領。

2018/2/17付け、〇〇県警察本部〇〇〇課から捜査関係事項照会書を受領。 等

【ガイドライン番号】

当該欄は、コンボボックスから選択してください。

なお、ガイドライン番号・名称については、「5 疑わしい取引の参考事例及びガイドライン」（38頁～54頁）を参照し、最も適切なものを選択してください。

各行政庁において所管事業者向けに、疑わしい取引に該当するか否かを判断するためのガイドラインを作成・公表していますので参照ください。

【捜査機関等からの照会の有無】

警察、検察、税関、麻薬取締部、海上保安庁、証券取引等監視委員会、国税庁（国税局、税務署を含む）、地方団体（徴税吏員）及び公正取引委員会から「捜査（調査）関係事項照会書」、「口座凍結依頼書」又はこれらに準ずる文書を受領した場合は、「有」を選択してください。

上記機関以外からの照会は、文書の種別を問わず、「無」を選択してください。

なお、当該欄は、空欄にすることなく、コンボボックスから「有」又は「無」のいずれかを選択してください。

【備考】

参考となる情報を120文字以内（全角・半角でも同じ）で入力してください。

この欄は、入力項目には該当しないが参考となると思われる情報、入力した項目に関する補完説明等に活用してください。

【例】様式第1号の住所は新住所。旧住所を様式第2号に入力した。 等

「届出票」入力画面

届出票									
届出年月日	2018/02/01								
業態区分	銀行等								
事業者名	大江戸								
代表者名	霞が関 一郎								
届出特定事業者									
届出番号（年）	2018	届出番号（番号）	000001	部署名・営業所・代理店等名称	※				
役職	部長	担当者名	日比谷 二郎						
本店所在地（郵便番号）	119-1110	本店所在地	東京都千代田区〇〇1-1-1						
営業所・代理店等所在地（郵便番号）	119-1110	営業所・代理店等所在地	東京都千代田区〇〇1-1-1						
電話番号	03-****-****	内線番号	110						
顧客等に関する情報									
フリガナ	ゼニアライ タロウ								
氏名（法人名）	銭洗 太郎								
フリガナ	ゼニアツメ タロウ								
通称・異名等	銭集 太郎	生年月日（設立日）	1960/01/01	性別	男性				
個人・法人の別	個人								
国籍	日本	在留資格							
電話番号 1	03-****-****	電話番号2	090-****-****	電話番号3					
電子メールアドレス等 1	abcdef@abcd.jp		電子メールアドレス等 2						
郵便番号	110-1234	住所	〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1-A-201						
		ビル名等	××ハイツ						
職業（事業内容）	会社員								
勤務先名（その他の連絡先）	地上興産 東京支店／株式会社								
勤務先の事業内容	不動産業								
郵便番号	119-1100	住所	東京都千代田区〇〇2-2-2-501						
		ビル名等	△△ビル						
届出理由	モニタリングの結果、個人名による多数の振込み入金があり、即日ATMから払い出されている。 ※2018/01/15付け、警視庁〇〇署から捜査関係事項照会書を受領								
ガイドライン番号	【銀行等】14. 多数者から頻繁送金								
捜査機関等からの照会の有無	有								
備考	様式第1号の住所は新住所。旧住所を様式第2号に入力した。								

注）緑字は全角で入力する箇所、青字は半角で入力する箇所を示す。

※欄は、原則、検索ボタンやコンボボックスから選択し、該当するものがないときは手入力する箇所

(2) 取引時確認情報

届出書の別記様式第2号に関する事項を入力するものです。

疑わしい取引を行った顧客等と取引を行うに当たり確認した

- 本人確認を行った書類の種別及びその書類番号
- 実際の取引を顧客本人ではなく代理人が行った場合の代理人等
- 顧客等が法人の場合の代表者、取引担当者等の氏名、生年月日、当該顧客等との関係、特定取引等の任に当たっていると認めた理由
- 実質的支配者に関する事項
- 資産及び収入の状況

等を入力します。

関係者、実質的支配者についても、本人確認書類がある場合は「本人確認書類の種別」、「書類番号」を入力してください。

【顧客等（個人・法人）の本人確認書類】

- ① 「本人確認書類の種別」欄は、「届出票」で入力した顧客等が取引又は口座開設等を行った際に、本人確認を行った書類の種類

運転免許証、各種健康保険、個人番号カード、外国人証明書、在留カード
特別永住者証明書、旅券（パスポート）、履歴事項全部証明書 等

をコンボボックスから選択してください。

なお、

- 「障害者手帳」は「福祉手帳」
- 「登記事項証明書」は「履歴事項全部証明書」
- 「法人登記簿」は「登記簿謄本・抄本」

をそれぞれ選択してください。

コンボボックスにない「母子健康手帳」等は「その他」を選択してください。

- ② 「書類番号」欄には、書類に記載されている記号、番号等を漢字、ひらがなは全角で、英数字、カタカナ及びマイナスは半角で入力してください。

運転免許証は

免許証番号 1 2 桁

のみを半角数字で入力してください。公安委員会の都道府県名や交付年月日の右側に記載されている5桁の数字は入力しないでください。

各種健康保険証は

記号、番号、保険者番号欄に記載されている文字数字

を半角マイナスで繋いで入力してください。都道府県名や市区町村名は入力しないでください。保険者番号の入力漏れに注意してください。

<入力例>

各種健康保険(1)

記号 警キ 番号 1 2 3 4 保険者番号 5 6 7 8 9 0

○	書類番号	警キ-1234-567890
×	書類番号	警キー1234ー567890

各種健康保険(2)

記号 警いろ② 番号 1 2 - 3 4 保険者番号 5 6 7 8 9 0

○	書類番号	警いろ2-12-34-567890
×	書類番号	警いろ②-12-34-567890 → ②は半角で「2」と入力

外国人証明書、在留カード、特別永住者証明書及び旅券（パスポート）は記号と数字のみを半角で入力してください。

<入力例>

○ 外国人証明書

B第123456789号 → 英数字で10桁

○	書類番号	B123456789
×	書類番号	B第123456789号 → 「第」、「号」は入力しない

○ 在留カード

EF12345678GH → 英数字で12桁

○	書類番号	EF12345678GH
×	書類番号	E F 12345678 G H → 英数字はすべて半角

○ 特別永住者証明書

AB12345678CD → 英数字で12桁

○	書類番号	AB12345678CD
×	書類番号	A B 12345678 C D → 英数字はすべて半角

○ 旅券（パスポート）

TZ123456

○	書類番号	TZ123456
×	書類番号	JPN-TZ12345678 → 国名は入力しない

○ 履歴事項全部証明書

会社法人番号 1 2 3 4 - 0 1 - 5 6 7 8 9 0

整理番号 ア 2 6 2 6 2 6

○	書類番号	1234-01-567890
×	書類番号	7262626

→ 会社法人番号を入力

→ 整理番号は誤り

- ③ 本人確認書類（運転免許証、各種健康保険証、外国人証明書、在留カード、特別永住者証明書、旅券（パスポート）、本人確認記録等）については、写し（顔写真、文字、数字が判別できるように可能な限り鮮明なもの）を添付してください。

ただし、個人番号カードのコピーを添付する場合は、カードの裏面は添付しないでください。また、年金手帳、住民基本台帳カードのコピーを添付する場合は、当該番号をマスキング処理して添付してください。

【代表者・取引担当者・代理人・その他関係者に関する事項】

- ① 当該欄には、「届出票」に入力した顧客等ではなく、顧客等に代わって取引をした代理人等の個人名を入力してください。
- ② 顧客等が法人の場合、その代表者や窓口に来た取引担当者等を入力してください。
- ③ 関係者が多数いる場合は、必要に応じて「取引時確認情報」を追加作成してください。
- ④ 同一グループが複数の氏名を使用するなどして複数取引を行った場合、顧客ごとに届け出（届出票を作成。）し、当該欄に各届出の関係者として同一グループの内の最低1名の氏名及び生年月日を入力してください。

届出番号	000001	000002	000003	000004
氏名（法人名）	山田 太郎	鈴木 年男	鈴木 圭子	中山 寛子
生年月日	1971/08/09	1968/05/03	1982/09/02	1984/12/06
代表者・・・その他関係者に関する事項		山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎
生年月日		1971/08/09	1971/08/09	1971/08/09
関連内容		同一グループ	同一グループ	同一グループ

- ⑤ 生年月日は、届出票の「届出年月日」欄と同じ要領により入力してください。
- ⑥ 「特定取引等の任に当たっていると認めた理由」欄には、判断した根拠について、入力してください。入力できる文字は全角90文字です。

【例】当該顧客の同居の親族である。

当該顧客の法定代理人である。

当該顧客が作成した委任状を有している。

当該顧客に電話を掛け確認した。

当該顧客の代表権を有する役員であることが記載された履歴事項全部証明書を確認した。 等

- ⑦ 「関連内容」欄には、代表者、取引担当者、代理人、続柄、その他の顧客等との関連内容を入力してください。
- ⑧ 性別、国籍、在留資格及び本人確認書類の種別は、コンボボックスから選択してください。
- ⑨ 氏名（フリガナを含む。）、住所、電話番号、郵便番号は、「届出票」と、書類番号等は、「顧客等（個人・法人）の本人確認書類」と同じ要領により入力してください。

【実質的支配者に関する事項】

- ① 当該欄には、「届出票」に入力した法人の顧客等に代わって取引をした代理人、法人の代表者等ではなく、当該法人の事業経営を実質的に支配することが可能な関係にある個人又は法人名を入力してください。

実質的支配者とは、次に挙げる者をいいます。

○ 資本多数決法人の場合

ア 当該法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接的に有している自然人（国、地方公共団体、上場会社等及びその子会社は自然人とみなす。以下同じ。）

イ 出資、融資、取引等を通じて、事業活動に支配的な影響力を有する自然人（アに該当する者がいない場合に限る。）

○ 資本多数決法人以外の場合

ア 事業から生じる収益又は事業に係る財産の4分の1を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有している自然人

イ 出資、融資、取引等を通じて、事業活動に支配的な影響力を有する自然人

○ 上記に該当する者がいない法人の場合

当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

- ② 実質的支配者が複数いる場合は、「取引時確認情報」を追加作成してください。
- ③ 「氏名（法人名）」、「生年月日（設立日）」欄には、実質的支配者と認めた者の氏名、生年月日を入力してください。実質的支配者が国又は地方公共団体等の場合は、その名称を入力してください。

「個人・法人の別」欄は、実質的支配者が自然人の場合は「個人」を、国又は公共団体等の場合は「法人」を、それぞれコンボボックスから選んでください。

なお、入力に当たっては、「届出票」と同じ要領により入力してください。

- ④ 「実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法」欄には、顧客等と実質的支配者であると認めた者との関係を入力するとともに、同関係について申告による確認を行った場合にはその旨を、ハイリスク取引のため書類による確認を行った場合には、当該確認に用いた書類の種別（株主名簿、登記事項証明書、有価証券報告書、官公庁から発行され当該法人を代表する権限を有している者を証する書類等）を入力してください。入力できる文字は、90文字です。
- ⑤ 「本人確認書類の種別」、「書類番号」欄は、書類による確認時のみ入力となります。申告による確認を行った場合には、空欄としてください。
- ⑥ 住所、電話番号、郵便番号は「届出票」と、書類番号は「顧客等（個人・法人）の本人確認書類」と同じ要領により入力してください。

【資産及び収入の状況に関する情報】

- ① 当該欄の入力に該当するのは、当該取引が「過去に契約時確認を行った顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引」、「過去の契約時確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引」、「犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分と認められる国又は地域（イラン・北朝鮮）に居住又は所在する者との取引」で、200万円を超える財産の移転を伴う場合です。
- ② 「確認に用いた資料の種別」欄には、個人の場合、源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳、支払調書、給与の支払明細書、納税通知書、納税証明書、所得証明書、年金証書、年金通知書等を入力してください。

法人の場合には、貸借対照表、損益計算書、収支計算書、有価証券報告書、正味財産増減報告書、預貯金通帳等を入力してください。
- ③ 「資産及び収入の状況」欄には、資産及び収入の種類を入力するとともに、金銭の場合はその額を、金銭以外の場合は取引時点の（推定）時価換算額を入力してください。

「取引時確認情報」入力画面

取引時確認情報					
顧客等（個人・法人）の本人確認書類					
本人確認書類の種別 1	履歴事項全部証明書	書類番号 1	1234-01-567890		
本人確認書類の種別 2		書類番号 2			
本人確認書類の種別 3		書類番号 3			
代表者・取引担当者・代理人・その他関係者に関する事項					
フリガナ	カミガセキ タロウ				
氏名	霞が関 太郎				
生年月日	1980/01/01	性別	男性	関連内容	取引担当者、経理課長
特定取引の任に当たっていると認めた理由	当該顧客に電話を掛け確認した。				
国籍	不明	在留資格			
電話番号 1	044-***-****	電話番号 2	090-****-****	電話番号 3	
電子メールアドレス等 1	abcd@aaa.jp		電子メールアドレス等 2		
住所（郵便番号）	123-4567	住所	〇〇県〇〇市〇〇 1-1-301		
		ビル名等	××マンション		
本人確認書類の種別 1	運転免許証	書類番号 1	701234567890		
本人確認書類の種別 2		書類番号 2			
実質的支配者に関する事項					
フリガナ	トウキョウ イチロウ				
氏名（法人名）	東京 一郎				
個人・法人の別	個人				
生年月日（設立日）	1960/12/31				
実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法	来店した取引担当者から、当該法人の創業者であり、議決権の4分の1以上を有する者との申告を受けた。				
国籍	日本	在留資格			
電話番号 1	03-****-****	電話番号 2	080-****-****	電話番号 3	
電子メールアドレス等 1	efg123@bbb.jp		電子メールアドレス等 2		
住所（郵便番号）	234-5678	住所	東京都〇〇区〇〇 1-2-3		
		ビル名等			
勤務先（その他連絡先）	マネロン商事／株式会社				
勤務先の事業内容	雑貨輸入業				
住所（郵便番号）	111-0110	住所	東京都港区〇〇 1-1-1-5F		
		ビル名等	△△ビル		
本人確認書類の種別 1	旅券（パスポート）	書類番号 1	TZ123456		
本人確認書類の種別 2		書類番号 2			
資産及び収入の状況に関する情報					
確認に用いた資料の種類	平成〇〇年度（〇期）の貸借対照表、損益計算書				
資産及び収入の状況	預金 2,000万円／有価証券 1,000万円／年商 1億円				
取引時確認情報					
備考					

注）緑字は全角で入力する箇所、青字は半角で入力する箇所を示す。

(3) 口座情報

届出書の別記様式第3号の「継続的取引関係に関する事項」に関する事項を入力するもので、顧客等の既存の口座及び新規に開設した口座等について入力してください。

口座を複数保有している場合は、「口座情報」を追加入力（書面で作成する場合は、別記様式第3号を追加作成。）してください。

顧客等が新規に口座開設しようとしたもののこれを謝絶した場合、当該申込みに関する内容は「取引情報」に入力してください。

【継続的取引関係に関する事項】

① 「届出票」に入力した顧客等が預貯金口座等を有していればその情報を入力してください。

② 「継続的取引関係の有無の別」欄は、コンボボックスから「有」又は「無」を選択してください。

継続的取引関係「有」とは、当該口座が入出金可能な状態をいいます。

なお、口座凍結されている場合は「有」としてください。

③ 「事業者名」及び「営業所・代理店等の名称」（預金口座の場合、当該預金口座のある本支店名）欄は、コンボボックスから選択してください。コンボボックスに該当のないときは直接入力してください。「業態区分」欄は、事業者名を選ぶと自動的に表示されます。

また、海外の営業所、代理店等を手入力する場合は、**半角大文字のアルファベット**で入力してください。

「営業所・代理店等所在地（郵便番号）、営業所・代理店等所在地」欄は、「届出票」と同じ要領により入力してください。

④ 「取引（口座等）種類」欄は、コンボボックスから銀行口座（普通）、証券総合口座等、クレジットカード、顧客番号、仮想通貨アドレス等を選択してください。該当するものがない場合は、直接入力してください。

⑤ 「顧客（口座等）番号」欄は、**半角のカタカナ・英数字**で入力してください。

○ 預貯金口座がある場合は、顧客番号（CIF番号）ではなく、口座番号を入力してください。

○ 普通預貯金口座の場合は7桁（6桁以下の場合は前に「0」（半角）を付けて7桁とする）、その他の口座はそのまま入力してください。

○ ゆうちょ銀行の普通貯金口座の場合、「記号・番号」の13桁を入力してください。13桁以下の場合は、記号（前の5桁）の後に「0」（半角）を付けて13桁としてください。

- 証券会社の場合は、証券総合口座番号を入力してください。
 - クレジットカード事業者の場合は、クレジットカード番号を入力してください。
 - 仮想通貨交換業者の場合は、仮想通貨アドレスを入力してください。
 - クレジットカード番号や顧客番号等を入力する場合は、番号の間にスペースを入れたり、マイナスで繋ぐことなく、連続した**半角英数字**で入力してください。
- ⑥ 「開始年月日」欄には、取引開始日又は契約日等を入力してください。預貯金口座の場合は、口座開設年月日を入力してください。
- 入力については、届出票の「届出年月日」欄と同じ要領により入力してください。
- ⑦ 「取引の申込み方法」欄は、コンボボックスから窓口、メールオーダー、インターネット等を選択してください。該当するものがない場合は、直接入力してください。
- ⑧ 「取引を行う目的」欄は、顧客等から聴取した内容等、その取引を行う目的や理由を入力してください。

【例】 預貯金口座の開設であれば、「生活費決済」、「貯蓄」、「投資」等

(4) 取引情報

届出書の別記様式第3号の「疑わしい取引に関する事項」欄に関する事項を入力するものです。

既に口座を有している顧客等が、当該口座を利用しないで取引を行った場合又は新たな口座の開設を申し込んだもののこれを謝絶した場合は、既存口座を入力した口座情報とは別個に取引情報を入力（書面により届け出る場合は、既存口座とは別個の別記様式第3号の「疑わし取引に関する事項」欄に謝絶した際の内容を記載。）してください（33頁「3 届出書作成上の留意事項」参照）。

【疑わしい取引に関する事項】

- ① 「重要取引」欄は、取引を複数届け出る場合、最も注目すべき取引1件について、コンボボックスから「●」印を選択してください。
- 取引明細表等を添付する場合であっても、そのうち最も注目すべき取引1件を入力し、当該欄に「●」印を入力してください。
- なお、届け出る取引が1件（未成立を含む。）の場合は、「●」印を選択してください。
- ② 「当該取引の成立・未成立の別」欄には、顧客等から申込みを受けた取引の「成立」又は「未成立」をコンボボックスから選択してください。

未成立とは

- 預貯金口座の開設申込みを受けたものの、開設を謝絶した場合
- 振込送金の申込みを受けたが、送金先が口座凍結等の理由により資金返却となった場合
- インターネット申込み等により、キャッシュカード（クレジットカード）等を顧客住所に発送したが、宛先不明により返送となり、口座開設（契約締結）が無効となった場合

など、申し込まれた取引が何らかの理由により成立しなかった場合をいいます。

なお、未成立の理由、経緯については、届出票の「届出理由」欄に入力してください。

- ③ 「当該取引年月日」欄は、届出票の「届出年月日」欄と同じ要領により入力してください。

「当該取引年月日」が不明の場合は、備考欄に「取引年月日、2017/10以下不詳」等と入力の上、「取引開始年月日」又は「届出年月日」のいずれかを入力してください。

預貯金口座等の開設を疑わしい取引として届け出る場合は、当該欄に口座等の開設年月日を入力するとともに、後記の「当該取引の取扱店」欄に開設支店等を、「当該取引に関する事項」欄に該当する事項をそれぞれ入力してください。

【当該取引の取扱店】

- ① 「営業所・販売店等名称」及び「営業所・販売店等所在地」欄は、実際に取引が行われた支店、営業所、代理店、販売店等の名称及び所在地を入力してください。
- 継続的な取引（預貯金口座の管理等）がA支店で行われていても、疑わしい取引がB支店で行われた（実際に手続を行った）場合は、B支店を入力することとなります。
- 海外の「営業所・代理店等」は、**半角大文字のアルファベット**で入力してください。
- ② 店舗所在地が外国の場合、「郵便番号」欄には「**999-9999**」（半角）と入力し、「住所」欄は、はじめに「外国」と入力した後に**全角スペース**を入力し、**全角大文字のアルファベット**で、外国の住所を入力してください。
- ③ クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業所、店舗（加盟店）の名称及び所在地を入力してください。
- ④ 保険会社で代理店を入力する場合は、「備考」欄に代理店、支店名等を入力してください。
- ⑤ 「当該取引の取扱店」の入力については、口座情報の「継続的取引関係に関する事項」と同じ要領により入力してください。

【当該取引に関する情報】

- ① 顧客等が送金し、又は顧客等の口座に入金があった場合、その取引形態、取引を行う目的、決済方法、金額や手形・証券等の種別、番号等を入力してください。
- ② 「取引形態」欄は、取引の申込みを受けた形態によって、窓口、訪問、インターネット、ＡＴＭ等の種別をコンボボックスから選択してください。
- ③ 「業務内容」欄は、コンボボックスから預入、外国送金（仕向）、口座開設、仮想通貨送信（受信）等を選択してください。該当するものがない場合は、「その他」を選択してください。
- ④ 「決済方法」欄は、コンボボックスから現金、口座振替、クレジットカードを選択してください。該当するものがない場合は、「その他」を選択してください。
- ⑤ 「取引を行う目的」欄は、その取引を行う目的、取引代金の具体的な内容等を入力してください。

【例】 預貯金口座の開設：給与引き落とし口座、生活口座、借入金返済口座 等
海外への送金：海外の家族に対する生活費 等
海外からの送金：〇〇を輸出した売上代金 等
クレジットカードの利用：〇〇代金の決済、〇〇商品の購入 等

- ⑥ 取引金額に小数点以下がある場合は、「取引金額」欄に小数点以下切り捨ての金額を入力し、「備考」欄に正確な金額を入力してください。仮想通貨の場合は、取引を行った時における当該取引の対象となる仮想通貨の相場を用いる方法その他の合理的と認めれる方法により円換算の上、小数点以下切り捨ての金額を入力し、「備考」欄に正確な仮想通貨の金額を入力してください。
- ⑦ 「通貨単位」、「両替後の通貨単位」欄は、コンボボックスから日本・円、米・ドル、英・ポンド等を選択してください。
- ⑧ 「手形・証券、金地金等の動産の種別」欄は、コンボボックスから手形、小切手等を選択してください。
- ⑨ 「手形・証券、金地金等の動産等の番号」欄は、取引時確認情報の顧客等（個人・法人）の本人確認書類の「書類番号」欄と同じ要領により入力してください。
「不動産の地番」欄は、届出票の顧客等の「住所」欄と同じ要領により入力してください。
- ⑩ 「その他（特徴等）」欄には、宝石のカラット数、デザイン、外国の有価証券等に関する特徴等を入力してください。

【預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合】

- ① 預貯金口座やクレジットカードを利用した取引、仮想通貨の送信（受信）取引の場合、当該顧客等から見た取引の相手方について、個人・法人の別、（被）仕向先（送

金元（先）のフリガナ、氏名（法人名）を入力してください。

氏名の入力方法については、届出票の「氏名（法人名）」欄と同じ要領により入力してください。

- ② 「銀行、クレジット会社等の種別」欄及び「銀行、クレジット会社等の名称」欄には、その種別（事業者の業態）、名称（事業者名）、営業所・代理店等の名称を事業者検索ボタン又はコンボボックスから選択してください。

- 仕向（被仕向）送金取引の場合：送金先（送金元）金融機関
- 口座引き落としによる取引の場合：口座のある金融機関
- クレジットカード決済の場合：クレジット会社
- 仮想通貨の送信（受信）取引の場合：送信先（送信元）アドレスを管理する仮想通貨交換業者等

該当する名称等が表示されない場合は、直接入力してください。その際、外国金融機関及び同営業所・代理店等を入力する場合は、**半角大文字のアルファベット**で、区切りごとに**半角スペース**を入力してください。

海外送金取引の場合は、「S W I F Tコード」欄に、相手先金融機関のS W I F Tコードを入力してください。

- ③ 「口座クレジットカード等種類」欄は、取引の相手先の預貯金口座種類、又はクレジットカード等の種類をコンボボックスから選択してください。

入力に当たっては、以下のことに注意してください。

- 「口座クレジットカード等番号」欄は、預貯金口座番号、クレジットカードの番号等を**半角英数字**で入力。
- 口座情報の継続的取引関係に関する事項の「顧客（口座等）番号」欄と同じ要領により入力。
- クレジットカードの場合、カード上の番号表記はスペースで区切られていますが、入力する際は、マイナスやスペースは入力せず、全て連続した**半角英数字**で入力。
- 仕向先口座が凍結等の理由により資金返却された場合であっても、口座番号は必ず入力。
- 振込め詐欺やヤミ金等への送金を未然に防いだ未遂事案についても、仕向先情報を把握している場合は必ず入力。
- クレジットカードの契約に関する届出の場合は、当該契約に係る引き落とし銀行口座の情報を入力。
- 仮想通貨の送信（受信）取引の場合、送信先（送信元）の仮想通貨アドレスを入力。

- ④ 「送金先（元）国名」欄は、対外国取引の場合は、預貯金口座、クレジットカードを利用した取引以外の場合であっても、送金先（元）金融機関（営業店）等が所在する国名の入力をお願いします。

当該取引に関する情報の「業務内容」欄において、「外国送金」を選択している場合は、必ず入力してください。

なお、

○ 仕向送金の場合 : 送金先の国名

○ 被仕向送金の場合 : 送金元の国名

となります。また、

○ 外貨建て国内送金の場合 : 「日本」

を入力してください。

【当該取引の際に使用した通称・異名等】

当該取引に際し、届出票に入力した顧客等名とは異なる、通称、異名等を使用して取引を行った場合に入力してください。

「口座情報」・「取引情報」入力画面
「外国送金（被仕向）」の入力例

口座情報	
継続的取引関係に関する事項	
継続的取引関係の有無の別	有
業態区分	銀行等
事業者名	大江戸 営業所・代理店等の名称 千代田 ※
営業所・代理店等所在地（郵便番号）	119-1110 営業所・代理店等所在地 東京都千代田区・・・
取引（口座等）種類	銀行口座（普通）※ 顧客（口座等）番号 1234567
開始年月日	2010/01/01 取引の申込み方法 窓口 ※
取引を行う目的	営業用入出金口座
取引情報	
疑わしい取引に関する事項	
重要取引	●
当該取引の成立・未成立の別	成立
当該取引年月日	2018/02/01
当該取引の取扱店	
業態区分	銀行等
特定事業者名称	大江戸
営業所・販売店等名称	千代田 ※
営業所・販売店等所在地（郵便番号）	119-1110
営業所・販売店等所在地	東京都千代田区霞が関 1-1-1
当該取引に関する情報	
取引形態	窓口
業務内容	外国送金（被仕向）
取引を行う目的	農産物輸出代金の受取
決済方法	口座振替
取引金額	10000
通貨単位	米・ドル
両替後の通貨単位	日本・円
手形・証券、金地金等の動産の種別	
手形・証券、金地金等の動産の番号	
不動産の種別	
不動産の地番	
その他（特徴等）	
預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合	
個人・法人の別	法人
フリガナ	AMERICANS CRIMINAL
（被）仕向先の氏名（法人名）	AMERICANS CRIMINAL
銀行・クレジットカード会社等の種別	銀行等
銀行・クレジットカード会社等の名称	BANK OF USA ※
SWIFTコード（前項を記述した場合）	BOF****
営業所・代理店等名称	HEAD OFFICE ※
口座クレジットカード等種類	銀行口座（普通）
口座クレジットカード等番号	9876543
送金先（元）国名	アメリカ合衆国
疑わしい取引に関する事項	
当該取引の際に使用した通称・異名等	
備考	

注）緑字は全角で入力する箇所、青字は半角で入力する箇所を示す。
※欄は、原則、検索ボタンやコンボボックスから選択し、該当するものがないときは手入力する箇所

「口座情報」・「取引情報」入力画面
「仮想通貨の送信取引」の入力例

口座情報			
継続的取引関係に関する事項			
継続的取引関係の有無の別	有		
業態区分	その他業者		
事業者名	仮想通貨株式会社	営業所・代理店等の名称	本店 ※
営業所・代理店等所在地(郵便番号)	119-1110	営業所・代理店等所在地	東京都千代田区・・・
取引(口座等)種類	仮想通貨アドレス ※	顧客(口座等)番号	3BitWivPitoqBmW ER8g4hdqmntFeCs DPH
開始年月日	2018/01/13	取引の申込み方法	インターネット ※
取引を行う目的	仮想通貨の取得、保有、投資		
取引情報			
疑わしい取引に関する事項			
重要取引	●		
当該取引の成立・未成立の別	成立		
当該取引年月日	2018/02/07		
当該取引の取扱店			
業態区分	その他業者		
特定事業者名称	仮想通貨株式会社		
営業所・販売店等名称	本店 ※		
営業所・販売店等所在地(郵便番号)	119-1110		
営業所・販売店等所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1		
当該取引に関する情報			
取引形態	インターネット		
業務内容	仮想通貨送信		
取引を行う目的	商品購入		
決済方法	その他		
取引金額	300000		
通貨単位	日本・円		
両替後の通貨単位			
手形・証券、金地金等の動産の種類			
手形・証券、金地金等の動産の番号			
不動産の種類			
不動産の地番			
その他(特徴等)			
預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合			
個人・法人の別	個人		
フリガナ	ゼニアライ タロウ		
(被)仕向先の氏名(法人名)	銭洗 太郎		
銀行・クレジットカード会社等の種別	その他業者		
銀行・クレジットカード会社等の名称	マネロン株式会社 ※		
SWIFTコード(前項を記述した場合)			
営業所・代理店等名称	本店 ※		
口座クレジットカード等種類	仮想通貨アドレス		
口座クレジットカード等番号	1BitRf4gbnoJhPit9 WerT3GafvRfgw8Ekj		
送金先(元)国名			
疑わしい取引に関する事項			
当該取引の際に使用した通称・異名等			
備考	0.59370595BTC		

注) 緑字は全角で入力する箇所、青字は半角で入力する箇所を示す。

※欄は、原則、検索ボタンやコンボボックスから選択し、該当するものがないときは手入力する箇所

(5) 資金中継取引に係る入力要領

【例】米国側の「ABCカンパニー」と日本側の「いろはコーポレーション」の間で、中継銀行を通じた100万円の送金（仕向・被仕向）

- ・ ABCカンパニー（顧客法人）の取引銀行は、「BANK OF USA」
- ・ いろはコーポレーション（顧客法人）の取引銀行は、「大江戸銀行」
- ・ 中継銀行は、「ジャパン銀行」

① 取引銀行が届け出る場合

＜届出理由記載例＞

当行顧客である「いろはコーポレーション」に対して、アメリカにある「ABCカンパニー」から多額の送金があったもの。

なお、当該送金については、ジャパン銀行が中継銀行となっている。

「ABCカンパニー」については、テロ関連企業との風評があることから届出する。

② 中継銀行が届け出る場合

＜届出理由記載例＞

「いろはコーポレーション」からアメリカにある「ABCカンパニー」への多額の仕向送金が依頼があり、当行が中継銀行となって送金したもの。

「ABCカンパニー」については、テロ関連企業との風評があることから届出する。

「取引銀行が届け出る場合」の入力例

口座情報			
継続的取引関係に関する事項			
継続的取引関係の有無の別	有		
業態区分	銀行等		
事業者名	大江戸	営業所・代理店等の名称	千代田 ※
営業所・代理店等所在地(郵便番号)	119-1110	営業所・代理店等所在地	東京都千代田区
取引(口座等)種類	銀行口座(普通)	顧客(口座)番号	1234567
開始年月日	2010/01/01	取引の申込み方法	窓口
取引を行う目的	営業用入出金口座		
取引情報			
疑わしい取引に関する事項			
重要取引	●		
当該取引の成立・未成立の別	成立		
当該取引年月日	2018/02/01		
当該取引の取扱店			
業態区分	銀行等		
特定事業者名称	大江戸		
営業所・販売店等名称	千代田		
営業所・販売店等所在地(郵便番号)	119-1110		
営業所・販売店等所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1		
当該取引に関する情報			
取引形態			
業務内容	外国送金(被仕向)		
取引を行う目的	売買代金受領		
決済方法			
取引金額	1000000		
通貨単位	日本・円		
両替後の通貨単位			
手形・証券・金地金等の動産の種類			
手形・証券・金地金等の動産の番号			
不動産の種類			
不動産の地番			
その他(特徴等)			
預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合			
個人・法人の別	法人		
フリガナ			
(被)仕向先の氏名(法人名)	ABCカンパニー		
銀行・クレジットカード会社等の種別	銀行等		
銀行・クレジットカード会社等の名称	BANK OF USA ※		
SWIFTコード(前項を記述した場合)	BOF****		
営業店・代理店等名称	HEAD OFFICE ※		
口座クレジットカード等種類	銀行口座(普通)		
口座クレジットカード等番号	9876543		
送金先(元)国名	アメリカ合衆国		
疑わしい取引に関する事項			
当該取引の際に使用した名称・異名等備考	ジャパン銀行が資金中継		

届出を行う取引銀行の情報を入力!

外国送金(仕向)又は外国送金(被仕向)を選択し、金額等を入力!

送金先又は送金元の外国の取引銀行及び国等を入力!

資金中継で送金された旨を記載!

注) 緑字は全角で入力する箇所、青字は半角で入力する箇所を示す。
※欄は、原則、検索ボタンやコンボボックスから選択し、該当するものがないときは手入力する箇所

「中継銀行が届け出る場合」の入力例

口座情報			
継続的取引関係に関する事項			
継続的取引関係の有無の別			
業態区分	銀行等		
事業者名	大江戸	営業所・代理店等所在地(郵便番号)	119-1110
取引(口座等)種類	銀行口座(普通)	顧客(口座)番号	1234567
開始年月日		取引の申込み方法	
取引を行う目的			
取引情報			
疑わしい取引に関する事項			
重要取引	●		
当該取引の成立・未成立の別	成立		
当該取引年月日	2018/02/01		
当該取引の取扱店			
業態区分	銀行等		
特定事業者名称	ジャパン		
営業所・販売店等名称	台場		
営業所・販売店等所在地(郵便番号)	119-1110		
営業所・販売店等所在地	東京都港区台場3-4-5		
当該取引に関する情報			
取引形態			
業務内容	資金中継(仕向)		
取引を行う目的			
決済方法			
取引金額	1000000		
通貨単位	日本・円		
両替後の通貨単位			
手形・証券・金地金等の動産の種類			
手形・証券・金地金等の動産の番号			
不動産の種類			
不動産の地番			
その他(特徴等)			
預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合			
個人・法人の別	法人		
フリガナ			
(被)仕向先の氏名(法人名)	A B Cカンパニー		
銀行・クレジットカード会社等の種別	銀行等		
銀行・クレジットカード会社等の名称	BANK OF USA ※		
SWIFTコード(前項を記述した場合)	BOF****		
営業店・代理店等名称	HEAD OFFICE ※		
口座クレジットカード等種類	銀行口座(普通)		
口座クレジットカード等番号	9876543		
送金先(元)国名	アメリカ合衆国		
疑わしい取引に関する事項			
当該取引の際に使用した名称・異名等			
備考			

仕向、被仕向にかかわらず、日本側の口座等の情報を入力！
他行の口座情報を入力するので、「継続的取引関係の有無の別」は空欄にする。

届出を行う中継銀行の情報を入力要領どおり入力！

資金中継(仕向)又は資金中継(被仕向)を選択し、金額等を入力！

仕向、被仕向にかかわらず、外国側の口座等の情報を入力！

注) 緑字は全角で入力する箇所、青字は半角で入力する箇所を示す。
※欄は、原則、検索ボタンやコンボボックスから選択し、該当するものがないときは手入力する箇所

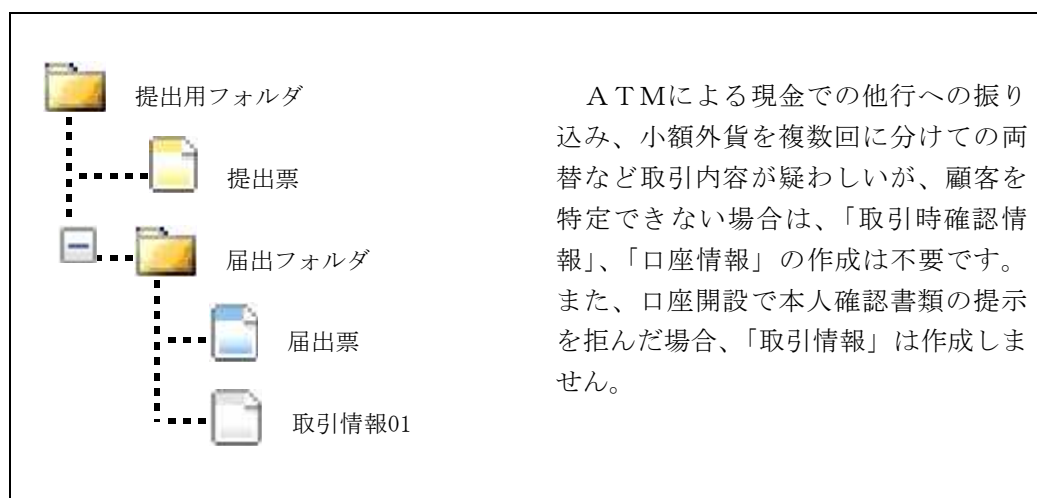
3 届出書作成上の留意事項

事業者プログラムを利用した届出書の作成に当たり、以下の例を参考に作成してください。

なお、操作方法の詳細は「受付システム用プログラム操作説明書（事業者プログラム）」で確認願います。

(1) 取引時確認情報、口座情報、取引情報の作成の可否

届出票は必須ですが、取引時確認情報、口座情報、取引情報については、記載する事項がない場合、作成する必要はありません。

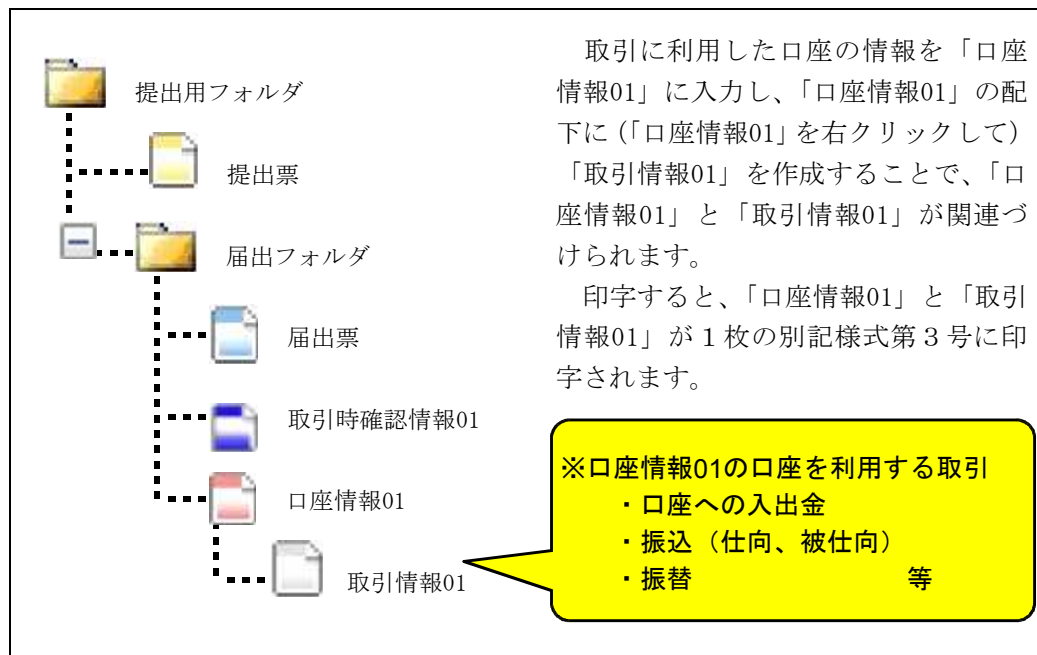


※ インポート用 C S V ファイルで作成するときは、識別子を、届出票 (00)、取引情報 (00001) とする。

(2) 届出票、取引時確認情報、口座情報、取引情報の関連づけ

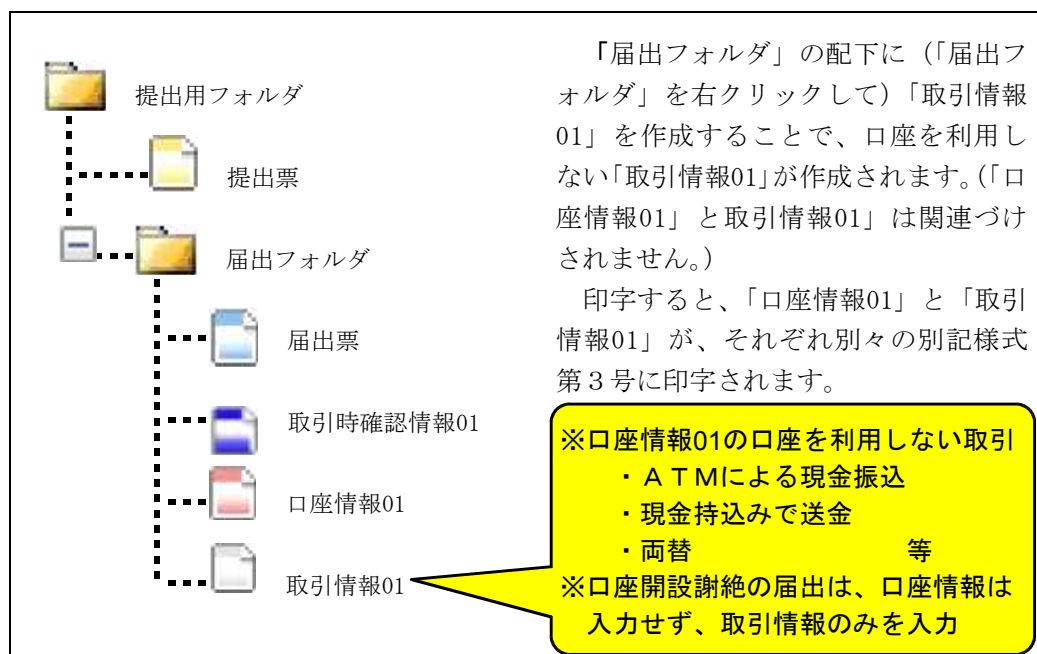
① 口座利用のある取引と口座利用のない取引の関連づけ方法の違い

○ 口座を利用した取引情報の作成（関連づけ）方法



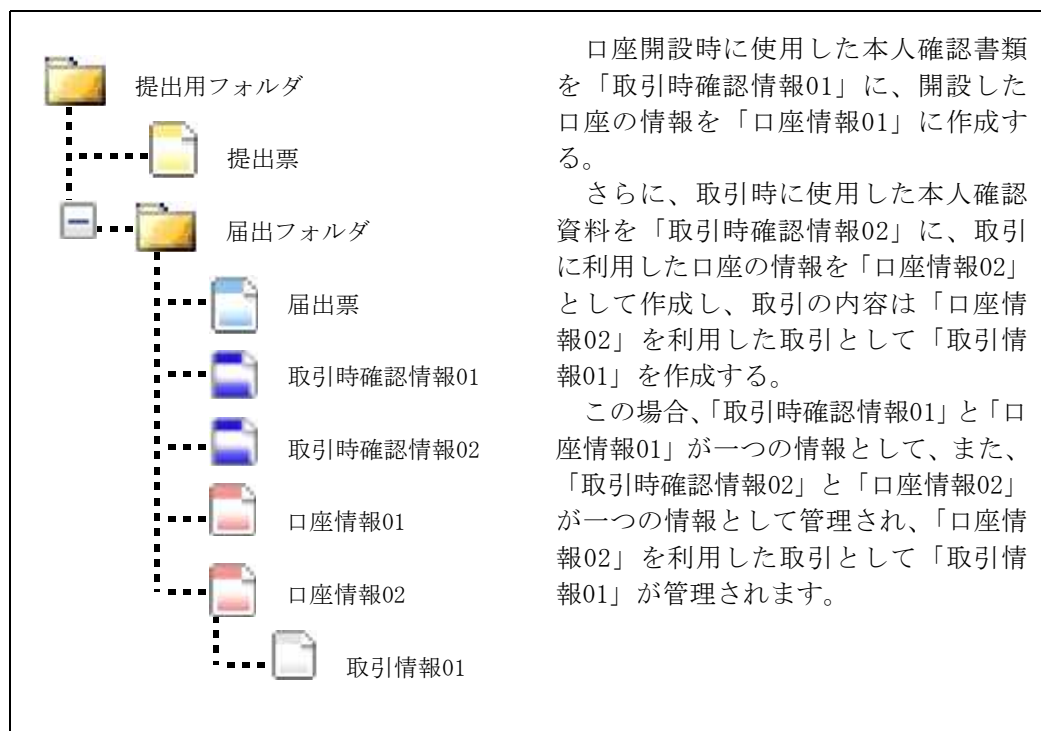
※ インポート用CSVファイルで作成するときは、識別子を、届出票(00)、取引時確認情報(01)、口座情報(01000)、取引情報(01001)とする。

○ 口座を利用しない取引情報の作成方法



※ インポート用C S Vファイルで作成するときは、識別子を、届出票(00)、取引時確認情報(01)、口座情報01(01000)、取引情報(00001)とする。

② 取引時の本人確認書類と口座開設時の本人確認書類が異なる場合



※ インポート用CSVファイルで作成するときは、識別子を、届出票(00)、取引時確認情報01(01)、取引時確認情報02(02)、口座情報01(01000)、口座情報02(02000)、取引情報01(02001)とする。

(3) 添付資料

① 届出票

事業者プログラム Version 3.0.0.0 から、事業者プログラムで入力した届出票（様式第1号から様式第3号）を暗号化出力する場合、自動的にPDFファイルを作成する機能が追加されたことにより、これまで手動で行っていたPDF作成が不要になります。PDFの自動作成機能は、事業者プログラムのアプリケーション設定（メニューバーの「ツール」から「設定」を選択し、「アプリケーション設定」のタブに表示される情報。）の「様式1号から3号のPDF自動ファイル変換」項目の設定により有効無効を選択できます。

② 画像ファイル

画像ファイルについては、JPEG、BMP、TIFF、PNG、PDFの5種類の形式が添付可能ですが、事業者プログラム Version 3.0.0.0 から、PDFファイル以外の画像ファイルは、事業者プログラムに添付ファイルをインポートする際、自動的にPDFファイルに変換され、届出フォルダに保存（添付）されます。

③ PDFファイル

添付するPDFファイルは警察庁FIUのシステムで他の情報と結合を行うため、以下の設定で作成してください。

機 能	条 件
PDFバージョン	1.5以下
オブジェクトレベルの圧縮	タグのみ
用紙サイズ	A4
フォント	特殊なフォントを使用しない
セキュリティ	全て設定しない

④ CSVファイル

画像ファイル以外にも、取引明細等をCSVファイル（データをカンマで区切った形式）で添付できます。

CSVファイルを添付する場合は、事前に警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室（JAFIC）に相談してください。

4 お問い合わせ先

① 疑わしい取引の届出における入力方法について

【犯罪収益移転防止対策室分析係】

電 話 03-3581-0141

受付時間 午前9時30分から午後6時15分まで（土日・祝祭日、年末年始を除く。）

② 届出書の作成方法等、事業者プログラム全般について

【疑わしい取引の届出ヘルプデスク】

電 話 0120-974-434

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日・祝祭日、年末年始を除く。）

③ 事業者IDの発行申請手続について

【犯罪収益移転防止対策室運用係】

電 話 03-3581-0141

受付時間 午前9時30分から午後6時15分まで（土日・祝祭日、年末年始を除く。）

5 疑わしい取引の参考事例及びガイドライン

(1) 参照すべき参考事例の種別及び使用するガイドライン種別

事業者プログラム上の 業 態 区 分	参考事例の種別 (所管行政庁作成)	使 用 す る ガイドライン種別
銀行等	預金取扱い機関	銀行等
保険	保険会社	保険
金融商品	金融商品取引業者	金融商品
貸金	預金取扱い機関を参照	貸金
資金移動業者	預金取扱い機関を参照	資金移動業者
商品先物取引業者	商品先物取引業者	商品先物取引業者
振替機関等	預金取扱い機関を参照	振替機関等
その他業者	預金取扱い機関を参照	その他の業者
両替業者	両替業者	両替業者
ファイナンスリース業者	ファイナンスリース事業者	ファイナンスリース
クレジットカード業者	クレジットカード事業者	クレジットカード業者
宅地建物取引業者	宅地建物取引業者	宅地建物
貴金属等取引業者	宝石・貴金属等取扱事業者	貴金属等
	古物商	
郵便物受取サービス業者	郵便物受取サービス業者	郵便物受取
電話受付代行業者	電話受付代行業者	電話受付代行
電話転送サービス事業者	電話転送サービス事業者	電話転送サービス
士業者	—	—

(2) 参考事例及びガイドライン番号名称

① 預金取扱い機関

預金取扱い機関の参考事例を参照する事業者（「銀行等」を除く。）のうち、「資金移動業者」以外の事業者については、それぞれのガイドライン種別に【銀行等】と同じガイドライン番号名称のものががありますので、それを選択してください。

＜例＞ 貸金業者が疑わしい取引として「多額現金」取引を届け出る場合のガイドライン番号名称：【貸金】1. 多額現金

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)	
第1 現金の使用形態に着目した事例		
(1) 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手により、入出金(有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。)を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金や自己宛小切手によるのが相当と認められる場合にもかかわらず敢えて現金による入出金を行う取引。	【銀行等】1. 多額現金	【資金移動業者】1. 多額現金
(2) 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額である場合。数居値を若干下回る取引が認められる場合も同様とする。	【銀行等】2. 短期間・総額多額現金	【資金移動業者】2. 短期間・総額多額現金
(3) 多量の少額通貨(外貨を含む。)により入金又は両替を行う取引。	【銀行等】3. 多量小額通貨	【資金移動業者】3. 多量小額通貨
(4) 夜間金庫への多額の現金の預入れ又は急激な利用額の増加に係る取引。	【銀行等】4. 夜間金庫多額現金・急激増加	—
第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例		
(1) 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金。	【銀行等】5. 架空名義・借名口座使用	【資金移動業者】4. 架空名義・借名口座使用
(2) 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した入出金。	【銀行等】6. 実体のない法人の口座使用	【資金移動業者】5. 実体のない法人の口座使用
(3) 住所と異なる連絡先にキャッシュカード等の送付を希望する顧客又は通知を不要とする顧客に係る口座を使用した入出金。	【銀行等】7. 異住所送付希望客の口座使用	【資金移動業者】6. 異住所送付希望客の口座使用
(4) 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した入出金。屋号付名義等を利用して異なる名義で多数の口座を保有している顧客の場合を含む。	【銀行等】8. 多数口座保有客の口座使用	【資金移動業者】7. 多数口座保有客の口座使用
(5) 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る口座を使用した入出金。	【銀行等】9. 当該店利用不明客の口座使用	【資金移動業者】8. 当該店利用不明客の口座使用
第3 口座の利用形態に着目した事例		
(1) 口座開設後、短期間で多額又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約又は取引が休止した口座に係る取引。	【銀行等】10. 短期間多額入出金後、解約・休止	【資金移動業者】9. 短期間多額入出金後、解約・休止
(2) 多額の入出金が多額に行われる口座に係る取引。	【銀行等】11. 頻繁に多額入出金口座	【資金移動業者】10. 頻繁に多額入出金口座
(3) 口座から現金で払戻しをし、直後に払い戻した現金を送金する取引(伝票の処理上現金扱いとする場合も含む。)。特に、払い戻した口座の名義と異なる名義を送金依頼人として送金を行う場合。	【銀行等】12. 現金払戻後、送金	【資金移動業者】11. 現金払戻後、送金
(4) 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合。	【銀行等】13. 多数者へ頻繁送金	【資金移動業者】12. 多数者へ頻繁送金
(5) 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合。	【銀行等】14. 多数者から頻繁送金	【資金移動業者】13. 多数者から頻繁送金
(6) 匿名又は架空名義と思われる名義での送金を受ける口座に係る取引。	【銀行等】15. 匿名、架空名義人からの送金	【資金移動業者】14. 匿名、架空名義人からの送金
(7) 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引。	【銀行等】16. 突如多額入出金	【資金移動業者】15. 突如多額入出金
(8) 経済合理性から見て異常な取引。例えば、預入れ額が多額であるにもかかわらず、合理的な理由もなく、利回りの高い商品を拒む場合。	【銀行等】17. 経済合理性から異常な取引	【資金移動業者】16. 経済合理性から異常な取引
(9) 口座開設時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。	【銀行等】44. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引	【資金移動業者】44. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引
第4 債券等の売買の形態に着目した事例		
(1) 大量の債券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。	【銀行等】18. 大量債券等持込	—
(2) 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。	【銀行等】19. 第三者小切手等による債券売買決済	—
(3) 現金又は小切手による多額の債券の買付けにおいて、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用せず、本券受渡しを求める顧客に係る取引。	【銀行等】20. 多額債券買付本券受渡	—
第5 保護預り・貸金庫に着目した事例		
(1) 保護預り及び信託取引の真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例については、「第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。	【銀行等】21. 保護預・信託取引(真の取引者を隠匿)	—
(2) 貸金庫の真の利用者を隠匿している可能性に着目した事例については、「第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。	【銀行等】22. 貸金庫利用(真の取引者を隠匿)	—
(3) 頻繁な貸金庫の利用。	【銀行等】23. 頻繁貸金庫利用	—

第6 外国との取引に着目した事例		
(1) 他国(本邦の非居住者を含む。以下同じ。)への送金にあたり、虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する顧客に係る取引。特に、送金先、送金目的、送金原資等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引。	【銀行等】24. 虚偽情報提供海外送金	【資金移動業者】17. 虚偽情報提供海外送金
(2) 短期間のうちに頻繁に行われる他国への送金で、送金金額が多額にわたる取引。	【銀行等】25. 短期間・総額多額海外送金	【資金移動業者】18. 短期間・総額多額海外送金
(3) 経済合理性のない目的のために他国へ多額の送金を行う取引。	【銀行等】26. 経済合理性ない他国へ多額送金	【資金移動業者】19. 経済合理性ない他国へ多額送金
(4) 経済合理性のない多額の送金を他国から受ける取引。	【銀行等】27. 経済合理性ない他国から多額送金	【資金移動業者】20. 経済合理性ない他国から多額送金
(5) 多額の旅行小切手又は送金小切手(外貨建てを含む。)を頻繁に作成又は使用する取引。	【銀行等】28. 多額旅行小切手等	【資金移動業者】21. 多額旅行小切手等
(6) 多額の信用状の発行に係る取引。特に、輸出(生産)国、輸入総量、輸入価格等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引。	【銀行等】29. 多額信用状	【資金移動業者】22. 多額信用状
(7) 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客が行う取引。特に、金融庁が監視を強化すべき国・地域として指定した国・地域に係る場合(第6(8)・(9)において同じ。)	【銀行等】30. 特定地域拠点者の取引	【資金移動業者】23. 特定地域拠点者の取引
(8) 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人を含む。)との間で顧客が行う取引。	【銀行等】31. 対特定地域拠点者の取引	【資金移動業者】24. 対特定地域拠点者の取引
(9) 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人を含む。)から紹介された顧客に係る取引。	【銀行等】32. 特定地域拠点者の紹介客	【資金移動業者】25. 特定地域拠点者の紹介客
第7 融資及びその返済に着目した事例		
(1) 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。	【銀行等】33. 延滞融資予定外返済	—
(2) 融資対象先である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。	【銀行等】34. 第三者保有資産担保融資申込	—
第8 その他の事例		
(1) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。	【銀行等】35. 公務員等の高額取引	【資金移動業者】26. 公務員等の高額取引
(2) 複数人で同時に来店し、別々の店頭窓口担当者に多額の現金取引や外国為替取引を依頼する一見の顧客に係る取引。	【銀行等】36. 複数人・複数窓口多額現金	【資金移動業者】27. 複数人・複数窓口多額現金
(3) 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。	【銀行等】45. 取引時確認が未完の取引	【資金移動業者】45. 取引時確認が未完の取引
(4) 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。	【銀行等】37. 真の受益者説明・資料提出拒否	【資金移動業者】28. 真の受益者説明・資料提出拒否
(5) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。	【銀行等】46. 真の受益者が不審な取引	【資金移動業者】46. 真の受益者が不審な取引
(6) 自行職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。	【銀行等】38. 職員等取引受益者不明取引	【資金移動業者】29. 職員等取引受益者不明取引
(7) 自行職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条(犯罪収益等隠匿)又は第11条(犯罪収益等収受)の罪を犯している疑いがあると認められる取引。	【銀行等】39. 職員法違反疑義	【資金移動業者】30. 職員法違反疑義
(8) 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。	【銀行等】40. 偽造盗難通貨等	【資金移動業者】31. 偽造盗難通貨等
(9) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。	【銀行等】41. 秘密強調・届出不実行依頼等	【資金移動業者】32. 秘密強調・届出不実行依頼等
(10) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。	【銀行等】42. 暴力団員等	【資金移動業者】42. 暴力団員等
(11) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。	【銀行等】43. 不自然な態様・態度等	【資金移動業者】43. 不自然な態様・態度等
(12) その他(公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引等)	【銀行等】その他	【資金移動業者】その他

② 保険会社

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)
第1 現金の使用形態に着目した事例	
(1) 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手により、保険料を支払う契約者に係る取引。特に、契約者の収入、資産等に見合わない高額の保険料を支払う場合。	【保険】1. 保険料多額現金等支払
(2) 多額の保険金支払い又は保険料払戻しであるにもかかわらず、現金又は小切手による支払いを求める顧客に係る取引。	【保険】2. 保険金多額現金等支払
(3) 短期間のうちに行われる複数の保険契約に対する保険料支払いで、現金又は小切手による支払い総額が多額である場合。敷居値を若干下回る取引が認められる場合も同様とする。	【保険】3. 短期間・総額多額現金
(4) 多量の小額通貨(外貨を含む。)により保険料が支払われる取引。	【保険】4. 多量の小額通貨
第2 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例	
(1) 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じた保険契約に係る取引。	【保険】5. 架空名義・借名契約
(2) 契約者である法人の実体がないとの疑いが生じた保険契約に係る取引。	【保険】6. 実体のない法人の契約
(3) 住所と異なる連絡先に保険証券等の証書類の送付を希望する契約者に係る取引。	【保険】7. 異住所送付希望客の契約
(4) 多数の保険契約を締結していることが判明した契約者に係る取引。	【保険】8. 多数契約の締結判明
(5) 多額の保険料支払いを内容とする保険契約を締結しようとする申込者に係る取引。特に、保険料の支払方法が年払い又は一時払いの場合。	【保険】9. 多額保険料支払い契約
(6) 当該支店に保険契約の申込みをする明らかな理由がない顧客に係る取引。	【保険】10. 契約支店利用不明客
第3 契約締結後の事情に着目した事例	
(1) 経済合理性から見て異常な取引。例えば、不自然に早期の解約が行われる場合。	【保険】11. 経済合理性から異常な取引
(2) 突然、保険料の支払方法を少額の月払いから年払い又は一時払いへ変更した契約者に係る取引。	【保険】12. 保険料支払い方法変更
(3) 突然、多額の保険料の支払いが必要となる高額保険へ変更した契約者に係る取引。	【保険】13. 高額保険へ変更
(4) 契約締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。	【保険】30. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引
第4 債券等の売買に着目した事例	
(1) 大量の債券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。	【保険】14. 大量債券持込
(2) 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。	【保険】15. 第三者小切手等による決済
第5 外国との取引に着目した事例	
(1) 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域において、保険金の受取りを希望する保険金受取人又は解約返戻金の受取りを希望する契約者に係る取引。特に、金融庁が監視を強化すべき国・地域として指定した国・地域に係る場合(第5(2)・(3)において同じ。)	【保険】16. 特定地域保険金受取
(2) 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く契約者に係る取引。	【保険】17. 特定地域拠点者の取引
(3) 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人を含む。)から紹介された契約者に係る取引。	【保険】18. 特定地域拠点者の紹介客
第6 融資に係る事例	
(1) 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。	【保険】19. 延滞融資予定外返済
(2) 融資の相手方である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。	【保険】20. 第三者保有資産担保融資申込
第7 その他の取引に係る事例	
(1) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な保険料の支払いを行う場合。	【保険】21. 公務員等の高額契約
(2) 企業や団体を契約者とする場合で、不自然に高額な保険料を払い込む又は早期の解約が行われる、個々の被保険者の加入意思の確認が困難な保険契約。	【保険】22. 法人・本人意思不明
(3) 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。	【保険】31. 取引時確認が未完の取引
(4) 契約者が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む契約者に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。	【保険】23. 真の受益者説明・資料提出拒否

(5) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。	【保険】32. 真の受益者が不審な取引
(6) 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。	【保険】24. 職員等取引受益者不明取引
(7) 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条(犯罪収益等隠匿)又は第11条(犯罪収益等收受)の罪を犯している疑いがあると認められる取引。	【保険】25. 職員法違反疑義
(8) 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。	【保険】26. 偽造盗難通貨等
(9) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。	【保険】27. 秘密強調・届出不実行依頼等
(10) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。	【保険】28. 暴力団員等
(11) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引。	【保険】29. 不自然な態様・態度等
(12) その他(公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引等)	【保険】その他

③ 金融商品取引業者

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)
第1 現金の使用形態に着目した事例	
(1) 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引。	【金融商品】1. 多額現金等の投資
(2) 短期間のうちに頻繁に行われる株式、債券、投資信託等への投資で、現金又は小切手による取引総額が多額である場合。敷居値を若干下回る取引が認められる場合も同様とする。	【金融商品】2. 短期間・総額多額現金
(3) 多量の小額通貨(外貨を含む。)により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。	【金融商品】3. 多量小額通貨
第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例	
(1) 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。	【金融商品】4. 架空名義・借名口座使用
(2) 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。	【金融商品】5. 実体のない法人の口座使用
(3) 住所と異なる連絡先取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。	【金融商品】6. 異住所送付希望客の口座使用
(4) 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。	【金融商品】7. 多数口座保有客の口座使用
(5) 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。	【金融商品】8. 当該店利用不明客の口座使用
第3 投資の形態に着目した事例	
(1) 通常は取引がないにもかかわらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引。	【金融商品】9. 突如多額投資客の口座使用
(2) 大量の株券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。	【金融商品】10. 大量株券持込
(3) 本人が保有していることが疑われるほど大量な無記名証券、他人名義株券に係る取引。	【金融商品】11. 大量・無記名・他人名義
(4) 短期間のうちに頻繁に株券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。	【金融商品】12. 短期間・頻繁持込
(5) 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により決済が行われた取引。	【金融商品】13. 第三者小切手等による決済
(6) 売却代金の振込銀行口座に第三者名義の銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。	【金融商品】14. 第三者名義口座振込
(7) 契約締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。	【金融商品】39. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引
第4 保護預りに係る事例	
(1) 保護預り契約締結時の状況等に着目した事例については、「第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。	【金融商品】15. 保護預り
(2) 多額の株式又は債券の買付けにもかかわらず、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用しないで、本券引出しを求める顧客に係る取引。	【金融商品】16. 保護預り制度無利用
第5 外国との取引に着目した事例	
(1) 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客に係る取引。特に、金融庁が監視を強化すべき国・地域として指定した国・地域に係る場合(第5(2)・(3)において同じ。)	【金融商品】17. 特定地域拠点者の取引
(2) 売却代金の振込銀行口座に資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。	【金融商品】18. 特定地域銀行口座振込
(3) 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人含む。)から紹介された顧客に係る取引。	【金融商品】19. 特定地域拠点者の紹介客
第6 有価証券の発行関連業務に着目した事例	
(1) 表面上の経営者とは別に経営に関与している者の存在が疑われる会社による有価証券の発行。	【金融商品】20. 表面上とは別の者が経営関与
(2) 主要株主・役員・常任代理人・大口債権者・主要取引先・アレンジャー等のいずれかに、暴力団員、暴力団関係者等が関与すると疑われる有価証券の発行。	【金融商品】21. 主要株主・役員等に暴力団等が関与
(3) 有価証券の発行によって調達しようとする資金の使途と業務との関係が不自然な会社による有価証券の発行。	【金融商品】22. 資金使途と業務の関係が不自然
(4) 前回の有価証券の発行後に行われた業務内容の変更又は新規事業が、これまでの事業との関連性が認められないなどの疑義がある会社による有価証券の発行。	【金融商品】23. 前回増資後の業務変更等が不自然
(5) 増資前の発行済み株式数、売上高及び資産規模等に対して大幅な(極端な)増資の規模となる有価証券の発行。	【金融商品】24. 大規模発行
(6) 短期間のうちに繰り返し行われる大規模な額の有価証券の発行。	【金融商品】25. 短期間・頻発発行

(7) 役員・会計監査人が頻繁に入れ替わる会社又は辞任若しくは解任が不自然な形で行われた会社による有価証券の発行。	【金融商品】26. 役員・会計監査人の辞任等が不自然
(8) 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域を登記先又は拠点としているファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。	【金融商品】27. 特定地域拠点者割当
(9) 実質的な投資者、引受け原資その他の経済的な実態が不透明なファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。	【金融商品】28. 引受原資不透明な割当
(10) 表面上は複数の割当先であるが、実質的には同一であると疑われる者やファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。	【金融商品】29. 実質同一者割当
(11) 投資事業組合が第三者割当先となっている有価証券について、大量に入庫を行う行為。	【金融商品】30. 投資事業組合・大量入庫
第7 その他の取引に係る事例	
(1) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。	【金融商品】31. 公務員等の高額取引
(2) 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。	【金融商品】40. 取引時確認が未完の取引
(3) 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。	【金融商品】32. 真の受益者説明・資料提出拒否
(4) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。	【金融商品】41. 真の受益者が不審な取引
(5) 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。	【金融商品】33. 職員等取引受益者不明取引
(6) 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条(犯罪収益等隠匿)又は第11条(犯罪収益等收受)の罪を犯している疑いがあると認められる取引。	【金融商品】34. 職員法違反疑義
(7) 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。	【金融商品】35. 偽造盗難通貨等
(8) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。	【金融商品】36. 秘密強調・届出不実行依頼等
(9) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。	【金融商品】37. 暴力団員等
(10) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。	【金融商品】38. 不自然な態様・態度等
(11) その他(公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引等)	【金融商品】その他

④ 商品先物取引業者

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)
第1 現金の使用形態に着目した事例	
1 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手が取引証拠金として差し入れられ又は決済の資金として支払われる取引。特に顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引。	【商品先物取引業者】1. 多額現金等
2 短期間のうちに頻繁に現金又は小切手による取引証拠金等の入出金がある取引。	【商品先物取引業者】2. 短期間・総額頻繁取引
3 多量の少額通貨(外貨を含む。)による入金がある取引。	【商品先物取引業者】3. 多量小額通貨
第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例	
4 委託者の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引。	【商品先物取引業者】4. 架空名義・借名取引
5 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた取引。	【商品先物取引業者】5. 実体のない法人の取引
6 出張、旅行、入院等の合理的な理由がなく、委託者が代理人を指定する取引。	【商品先物取引業者】6. 合理性のない代理人指定
7 委託者と速やかに連絡がとれる場所でない(住所以外の)連絡先への取引報告書等の証拠書類の送付を委託者が希望する取引。	【商品先物取引業者】7. 異住所送付希望客の取引
8 他の商品先物取引業者においても多数の取引口座を保有していることが判明した委託者に係る取引。	【商品先物取引業者】8. 多数口座保有客の取引
9 住所から遠隔地の支店等で取引をすることについて合理的な理由がない委託者に係る取引。	【商品先物取引業者】9. 合理性のない遠隔地の取引
第3 投資の形態に着目した事例	
10 通常は取引がないにもかかわらず、突如多額の売買が行われる取引。	【商品先物取引業者】10. 突如多額取引
11 大量の株券等を取引証拠金に充用し、それらの売却を商品先物取引業者に依頼する取引。	【商品先物取引業者】11. 大量株券等売却依頼
12 本人が保有していることが疑われるほど大量な無記名証券、他人名義株券を取引証拠金に充用している取引。	【商品先物取引業者】12. 大量・無記名・他人名義
13 短期間のうちに頻繁に株券等を取引証拠金に充用し、それらの売却を商品先物取引業者に依頼する取引。	【商品先物取引業者】13. 短期間・頻繁株券等売却依頼
14 本人名義以外の金融機関口座からの送金がある取引。	【商品先物取引業者】14. 他人名義口座からの送金
15 本人名義以外の金融機関口座を送金先に指定しようとする取引。	【商品先物取引業者】15. 他人名義口座への取引
第4 外国との取引に着目した事例	
16 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客に係る取引。特に、国家公安委員会が監視を強化すべき国・地域として指定した国・地域に係る場合(2)・(3)において同じ。)	【商品先物取引業者】16. 特定地域拠点者の取引
17 売買益金の振込銀行口座に資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。	【商品先物取引業者】17. 特定地域拠点への取引
18 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人含む。)から紹介された顧客に係る取引。	【商品先物取引業者】18. 特定地域拠点者の紹介客
第5 その他の取引に係る事例	
19 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。	【商品先物取引業者】19. 公務員等の高額取引
20 委託者が自己のために取引しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む委託者に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。	【商品先物取引業者】20. 真の受益者説明・資料提出拒否
21 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。	【商品先物取引業者】21. 職員等取引受益者不明取引
22 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条(犯罪収益等隠匿)又は第11条(犯罪収益等收受)の罪を犯している疑いがあると認められる取引。	【商品先物取引業者】22. 職員法違反疑義
23 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。	【商品先物取引業者】23. 偽造盗難通貨等
24 取引の秘匿を不自然に強要する顧客又は届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。	【商品先物取引業者】24. 秘密強調・届出不実行依頼等
25 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。	【商品先物取引業者】25. 暴力団員等
26 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる委託者に係る取引。	【商品先物取引業者】26. 不自然な態様・態度
27 JAFICその他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。	【商品先物取引業者】その他

⑤ 両替業者

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)
1 一般的な注意 省略	
2 取引金額	
(1) 多額の現金(外貨を含む。)又は旅行小切手による両替取引。	【両替業者】1. 多額現金の取引
(2) 多量の小額通貨(外貨を含む。)による両替取引。	【両替業者】2. 多量小額通貨
3 取引頻度	
短期間のうちに頻繁に外国通貨又は旅行小切手の売買を行う場合。	【両替業者】3. 短期間・頻繁取引
4 真の取引者の隠匿	
(1) 架空名義又は借名で両替取引を行っている疑いがある場合。	【両替業者】4. 架空名義・借名取引
(2) 両替取引を行う法人の実態がないとの疑いがある場合。	【両替業者】5. 実体のない法人の取引
5 取引時確認への対応	
(1) 本人確認を意図的に回避していると思われる以下のような場合。	
① 複数人で同時に来店し、一人当たりの両替金額が本人確認の対象となる金額(法定又は自社ルール)をわずかに下回るように分散して行う場合。	【両替業者】6. 本人確認の意図的回避(複数人で分散両替)
② 同一顧客が同一日又は近接する日に数回に分けて同一店舗又は近隣の店舗に来店し、本人確認の対象となる金額(法定又は自社ルール)をわずかに下回るように分散して行う場合。	【両替業者】7. 本人確認の意図的回避(同一顧客の分散両替)
③ 取引時確認書類の提示を求めた際に、取引時確認書類の提出を拒む場合又は両替金額や取引目的を急に変更する場合。	【両替業者】8. 本人確認の意図的回避(急な取引変更)
(2) 顧客が自己のために両替取引をしているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料の提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。	【両替業者】9. 真の受益者説明・資料提出拒否
(3) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者と考えられた法人に実体がないとの疑いが生じた場合。	【両替業者】17. 真の受益者が不審な取引
6 偽造通貨等	
偽造通貨等、盗難通貨等、又はこれらと疑われる通貨等を収受した場合。	【両替業者】10. 偽造盗難通貨等
7 その他	
(1) 当該店舗で両替取引を行うことについて明らかな理由がない顧客に係る取引。(合理的な理由のない遠隔地の空港、港等を利用する両替取引)	【両替業者】11. 合理性のない遠隔地の取引
(2) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な両替取引を行う場合。(年齢に見合わない高額な両替取引)	【両替業者】12. 公務員等の高額取引
(3) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。	【両替業者】13. 秘密強調・届出不実行依頼等
(4) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。	【両替業者】14. 暴力団員等
(5) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。	【両替業者】15. 不自然な態様・態度等
(6) JAFICその他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった人物等に係る取引。	【両替業者】16. 公的機関からの犯罪収益に係る照会
(7) その他	【両替業者】その他

⑥ ファイナンスリース事業者

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)
1 一般的な注意事項 省略	
2 疑わしい取引の参考事例	
(1) 顧客の事業規模、資産等に見合わない高額(外貨を含む)のファイナンスリース料を支払う顧客との取引。	【ファイナンスリース】1. 高額現金
(2) 合理的な理由もなく短期間のうちに複数のファイナンスリース契約を締結し、結果として現金による支払い総額が顧客の事業規模、資産等に見合わない高額の取引となる場合。敷居値を若干下回る取引が認められる場合も同様とする。	【ファイナンスリース】2. 短期間・総額多額現金取引
(3) 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。	【ファイナンスリース】3. 架空名義・借名取引
(4) 顧客である法人の実態がないとの疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。	【ファイナンスリース】4. 実体のない法人の取引
(5) 顧客の業務に全く関係のない場所に設備等の設置を希望する顧客に係る取引。	【ファイナンスリース】5. 合理性のない場所への設備等の設置希望
(6) 顧客の業務に用いる合理性の認められない設備等の設置を希望する顧客に係る取引(取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引を含む。)	【ファイナンスリース】6. 合理性のない設備等の設置希望
(7) 顧客が指定するサプライヤーによる設備等の提供価額が、通常考えうる定価又は時価と比べて著しく合理性を欠く取引。	【ファイナンスリース】7. 経済合理性から異常な取引
(8) 顧客とサプライヤーが共謀し、実際には設備等を設置せずファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている(所謂「空リース」。)との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。	【ファイナンスリース】8. 空リース
(9) 同一の設備等によって複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている(所謂「多重リース」。)との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。	【ファイナンスリース】9. 多重リース
(10) 合理的な理由もなく契約者から早期解約の申入れがあった場合、又は中途解約金の支払いがあった場合。	【ファイナンスリース】10. 不自然な早期解約取引
(11) 合理的な理由もなく顧客がリース料の支払いを少額の月払いから一定期間分の一括支払いへ変更した場合。	【ファイナンスリース】11. 合理性のない決済方法の変更
(12) 頻繁に代金引落とし口座を変更する顧客にかかる取引。	【ファイナンスリース】12. 代金引き落とし口座を頻繁に変更
(13) 延滞していた代金の支払いを合理的な説明もなく行ない、その額が顧客の事業規模、資産等に見合わない高額である場合。	【ファイナンスリース】13. 予定外の延滞代金支払いで、その額が高額である
(14) 顧客が自己のために設備等を使用しているか否かに疑義があるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む契約者に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。	【ファイナンスリース】14. 真の受益者説明・資料提出拒否
(15) 合理的な理由もなく取引の秘密を不自然に強調する取引、届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。	【ファイナンスリース】15. 秘密強調・届出不実行依頼等
(16) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。	【ファイナンスリース】16. 暴力団員等
(17) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度や取引時確認に非協力的な契約者に係る取引。	【ファイナンスリース】17. 不自然な態様・態度等
(18) JAFICその他の公的機関など外部から、犯罪収益に関与している可能性があるとして照会や通報があった取引。	【ファイナンスリース】18. 公的機関からの犯罪収益に係る照会等
(19) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関与している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実態がないとの疑いが生じた場合	【ファイナンスリース】19. 真の受益者が不審な取引
その他	【ファイナンスリース】その他

⑦ クレジットカード事業者

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)
1 全般的な注意事項 省略	
2 疑わしい取引の参考事例	
(1) 短期間のうちに複数枚のクレジットカードの発行を求める、あるいは頻繁な紛失による再発行の依頼がある顧客との取引。	【クレジットカード業者】1. 短期間・複数枚のカード発行又は頻繁な再発行
(2) 顧客の収入、資産等に見合わないと思われる利用限度額の引き上げを依頼する顧客との取引。	【クレジットカード業者】2. 経済合理性から異常な利用限度額の引き上げ
(3) 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約。	【クレジットカード業者】3. 架空名義・借名取引
(4) 顧客である法人の実態がないとの疑いが生じたクレジットカード契約。	【クレジットカード業者】4. 実体のない法人の取引
(5) 合理的な理由もなく、住所と異なる連絡先にクレジットカード等の送付を希望する顧客又は取引に関する通知等を不要とする顧客に係る取引。	【クレジットカード業者】5. 異住所送付希望客の取引
(6) 短期間のうちに多額の支払いを行い、利用限度額まで使い切る顧客に係る取引。	【クレジットカード業者】6. 短期間・総額多額取引
(7) クレジットカードにより、多額のギフトカード、商品券等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引。	【クレジットカード業者】7. 現金代替物を頻繁に購入
(8) 頻繁に代金引落し口座を変更する顧客にかかる取引。	【クレジットカード業者】8. 代金引き落とし口座を頻繁に変更
(9) 契約名義人と異なる者がクレジットカードを使用している疑いが生じた場合。	【クレジットカード業者】9. 名義人と異なる者のカード利用
(10) 顧客が自己のためにクレジットカードの交付を受け、若しくは、使用しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。	【クレジットカード業者】10. 真の受益者説明・資料提出拒否
(11) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関与している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実態がないとの疑いが生じた場合	【クレジットカード業者】15. 真の受益者が不審な取引
(12) 取引の秘密を不自然に強調する取引、届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。	【クレジットカード業者】11. 秘密強調・届出不実行依頼等
(13) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。	【クレジットカード業者】12. 暴力団員等
(14) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引。	【クレジットカード業者】13. 不自然な態様・態度等
(15) 取引時確認において確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。	【クレジットカード業者】16. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引
(16) JAFICその他の公的機関など外部から、犯罪収益に関与している可能性があるとして照会や通報があった取引。	【クレジットカード業者】14. 公的機関からの犯罪収益に係る照会等
(17) その他	【クレジットカード業者】その他

⑧ 宅地建物取引業者

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)
第1 現金の使用形態に着目した事例	
1 多額の現金により、宅地又は建物を購入する場合(特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額の物件を購入する場合。)	【宅地建物】1. 多額現金
2 短期間のうちに行われる複数の宅地又は建物の売買契約に対する代金を現金で支払い、その支払い総額が多額である場合	【宅地建物】2. 短期間・総額多額現金
第2 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例	
3 売買契約の締結を架空名義又は借名で行われたとの疑いが生じた場合	【宅地建物】3. 架空名義・借名取引
4 顧客が取引の関係書類に自己の名前を書くことを拒む場合	【宅地建物】4. 関係書類への名前記入を拒む
5 申込書、重要事項説明書、売買契約書等の取引の関係書類それぞれに異なる名前を使用しようする場合	【宅地建物】5. 関係書類に異なる名前を使用
6 売買契約の契約者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合	【宅地建物】6. 実体のない法人の取引
7 顧客の住所と異なる場所に関係書類の送付を希望する場合	【宅地建物】7. 異住所送付希望客の取引
第3 取引の特異性(不自然さ)に着目した事例	
8 同一人物が、短期間のうちに多数の宅地又は建物を売買する場合	【宅地建物】8. 短期間・多数取引
9 宅地又は建物の購入後、短期間のうちに当該宅地又は建物を売却する場合	【宅地建物】9. 購入後、不自然な早期売却
10 経済合理性から見て異常な取引を行おうとする場合(例えば、売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わない場合等)	【宅地建物】10. 経済合理性から異常な取引
11 短期間のうちに複数の宅地又は建物を購入するにもかかわらず、各々の物件の場所、状態、予想修理費等に対してほとんど懸念を示さない場合	【宅地建物】11. 短期間・多数物件購入で、物件の状態に懸念を示さない。
12 取引の規模、物件の場所、顧客が営む事業の形態等から見て、当該顧客が取引の対象となる宅地又は建物を購入又は売却する合理的な理由が見出せない場合	【宅地建物】12. 合理的理由のない取引
第4 契約締結後の事情に着目した事例	
13 合理的な理由なく、予定されていた決済期日の延期の申し入れがあった場合	【宅地建物】13. 合理的理由のない決済期日の延期申し入れ
14 顧客が(売買契約締結後に)突然、高額の不動産の購入への変更を依頼する場合	【宅地建物】14. 契約締結後、突然高額不動産への変更
第5 その他の事例	
15 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合	【宅地建物】15. 公務員等の高額取引
16 顧客が自己のために取引しているか疑いがあるため、真の受益者について確認を求めたにも関わらず、その説明や資料提出を拒む場合	【宅地建物】16. 真の受益者説明・資料提出拒否
17 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合	【宅地建物】17. 秘密強調
18 顧客が、宅地建物取引業者に対して「疑わしい取引の届出」を行わないように依頼、強要、買収等を図る場合	【宅地建物】18. 届出不実行依頼
19 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引	【宅地建物】19. 暴力団員等
20 自社従業員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認めらる顧客に係る取引	【宅地建物】20. 不自然な態様・態度等
21 JAFICその他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引	【宅地建物】21. 公的機関からの犯罪収益に係る照会等
その他	【宅地建物】その他

⑨ 宝石・貴金属等取扱事業者

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)
1 現金の使用形態に着目した事例	
(1) 多額の現金により購入する場合。	【貴金属等】1. 多額現金
(2) 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合。	【貴金属等】2. 短期間・総額多額現金
(3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う場合。	【貴金属等】3. 経済合理性から異常な取引
2 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例	
(1) 顧客が取引の関係書類に自己の名前を書くことを拒んだり、本人確認書類の提示に拒否反応を示した場合。	【貴金属等】13. 関係書類への名前記入を拒む
(2) 本人確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合。	【貴金属等】6. 身分証明書偽造
(3) 売買契約の締結が、架空名義又は借名で行われたとの疑いがある場合。	【貴金属等】14. 架空名義・借名取引
(4) 申込書、売買契約書等の取引の関係書類それぞれに異なる名前を使用しようとする場合。	【貴金属等】15. 関係書類に異なる名前を使用
(5) 法人の実体がないとの疑いが生じた当該法人関係者が取引に関わっている場合や、当該法人に確認した本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いがある場合。	【貴金属等】9. 実体のない法人の取引
(6) 顧客の住所と異なる場所に関係書類の送付を希望する場合。	【貴金属等】16. 異住所送付希望客の取引
3 取引の特異性(不自然さ)に着目した事例	
(1) 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合。	【貴金属等】4. 複数人・複数多額取引
(2) 短期間に多数の宝石・貴金属等を購入するにもかかわらず、各々のデザイン等に対してほとんど関心を示さない場合。	【貴金属等】5. 短期間購入で、デザイン等に関心を示さない
(3) 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合。	【貴金属等】17. 短期間・多数取引
(4) 経済合理性から見て異常な取引を行おうとする場合(たとえば、売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わないとする場合等)。	【貴金属等】18. 経済合理性から異常な取引
(5) 貴金属に刻印されている品位と実際に確認した品位が異なる場合。	【貴金属等】19. 刻印された品位と実際の品位が異なる
4 その他の事例	
(1) 暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合。	【貴金属等】7. 暴力団員等
(2) 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った場合。	【貴金属等】8. 秘密強調・届出不実行依頼等
(3) 自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む場合。	【貴金属等】10. 真の購入者説明・資料提出拒否
(4) 自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合。	【貴金属等】11. 不自然な態様・態度等
(5) JAFICその他の公的機関などから、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合。	【貴金属等】12. 公的機関からの犯罪収益に係る照会等
その他	【貴金属等】その他

⑩ 古物商（宝石・貴金属等取扱事業者）

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)
1 全般的な注意事項 省略	
2 顧客からの買取り時に着目した事例	
(1) 同一人物が、短期間のうちに多数の宝石・貴金属等の売却を行う場合	【貴金属等】その他
(2) 同一人物が、短期間のうちに同一種類の宝石・貴金属等の売却を繰り返す場合	【貴金属等】その他
(3) 顧客の収入、資産、取引を行う目的、職業等に見合わない高額の宝石・貴金属等の売却を行う場合	【貴金属等】その他
(4) マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者が宝石・貴金属等の売却を行う場合	【貴金属等】その他
(5) 売却する宝石・貴金属等が顧客の所有物であることに疑いがある場合（例えば、男性が女性物の宝石・貴金属等を多数持ち込む場合）	【貴金属等】その他
(6) 売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でもいとわない場合	【貴金属等】その他
(7) 多数の店舗において宝石・貴金属等を売却し、又は売却しようとしていることがうかがい知れる言動がある場合	【貴金属等】その他
3 顧客に対する売却時に着目した事例	
(1) 多額の現金により購入する場合	【貴金属等】1. 多額現金
(2) 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合	【貴金属等】2. 短期間・総額多額現金
(3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入を行う場合	【貴金属等】3. 経済合理性から異常な取引
(4) 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合	【貴金属等】4. 複数人・複数多額取引
(5) 短期間に多数の宝石・貴金属等を購入するにもかかわらず、各々のデザイン等に対してほとんど関心を示さない場合	【貴金属等】5. 短期間購入で、デザイン等に関心を示さない
4 その他の事例	
(1) 取引時確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合	【貴金属等】6. 身分証明書偽造
(2) 暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合	【貴金属等】7. 暴力団員等
(3) 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った場合	【貴金属等】8. 秘密強調・届出不実行依頼等
(4) 法人の実態がないとの疑いが生じた当該法人の関係者が取引に関わっている場合又は本人確認書類等に記載された本人特定事項(名称、所在地等)に虚偽の疑いがある場合	【貴金属等】9. 実体のない法人の取引
(5) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者がマネー・ローンダリングに関係している可能性がある場合	【貴金属等】その他
(6) 自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の所有者の確認を求められたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む場合	【貴金属等】10. 真の購入者説明・資料提出拒否
(7) 自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合	【貴金属等】11. 不自然な態様・態度等
(8) JAFICその他の公的機関等から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合	【貴金属等】12. 公的機関からの犯罪収益に係る照会等
(9) その他	【貴金属等】その他

⑪ 郵便物受取サービス業者

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)
1 郵便受取サービス業の範囲 省略	
2 疑わしい取引に該当する可能性のある取引の類型	
(1) 顧客が会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ローンダリングやテロ資金等の犯罪収益の供与に用いられるであろうことが、うかがわれる取引。	【郵便物受取】1. 会社等の実態を仮装する意図がある
(2) 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。	【郵便物受取】2. 真の受益者説明・資料提出拒否
(3) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実態がないとの疑いが生じた場合。	【郵便物受取】11. 真の受益者が不審な取引
(4) 同一名義人である顧客が複数の法人名義で郵便受取サービス契約を希望する取引	【郵便物受取】3. 同一名義人で複数サービス契約
(5) 顧客に対して、頻繁に多額の金銭が送付された取引	【郵便物受取】4. 頻繁に多額の金銭送付
(6) 顧客あてにヤミ金融業者やペーパーカンパニーと思われる営業名称で現金書留や電信為替での送金があった取引	【郵便物受取】5. 実体のない法人の取引
(7) 顧客が架空名義又は借名で契約をしている疑いがある取引	【郵便物受取】6. 架空名義・借名取引
(8) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引	【郵便物受取】7. 秘密強調・届出不実行依頼等
(9) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引	【郵便物受取】8. 暴力団員等
(10) 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引	【郵便物受取】9. 不自然な態様・態度等
(11) 取引時確認において確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引	【郵便物受取】12. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引
(12) JAFICその他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引	【郵便物受取】10. 公的機関からの犯罪収益に係る照会等
その他	【郵便物受取】その他

⑫ 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者

参考事例	ガイドライン番号名称(システムに入力する内容)
1 電話受付代行業者の範囲 省略	
2 疑わしい取引に該当する可能性のある取引の類型	
(1) 電話受付代行業者	
1 顧客が会社等の実体を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ローンダリングやテロ資金の供与に用いられる可能性があることが、契約事務の過程でうかがわれる取引	【電話受付代行】1. 会社等の実態を仮装する意図がある
2 契約事務の過程で、顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引	【電話受付代行】2. 真の受益者説明・資料提出拒否
3 複数の法人名義での電話取次契約を希望する同一名義人である顧客に係る取引	【電話受付代行】3. 同一名義人で複数サービス契約
4 顧客の用いる法人名義が実態のないペーパーカンパニーであることが、契約事務の過程でうかがわれる取引	【電話受付代行】4. 実体のない法人の取引
5 顧客が架空名義又は借名で契約をしていることが、契約事務の過程でうかがわれる取引	【電話受付代行】5. 架空名義・借名取引
6 契約事務の過程で、取引の秘密を不自然に強調する顧客及び当局への届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引	【電話受付代行】6. 秘密強調・届出不実行依頼等
7 契約事務の過程で、暴力団員、暴力団関係者等に係るものであることが明らかである取引	【電話受付代行】7. 暴力団員等
8 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引	【電話受付代行】8. 不自然な態様・態度等
9 JAFICその他の公的機関など、外部機関から犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引	【電話受付代行】9. 公的機関からの犯罪収益に係る照会等
10 その他	【電話受付代行】その他
(2) 電話転送サービス事業者	
1 顧客が会社等の実体を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ローンダリングやテロ資金の供与に用いられる可能性があることが、契約事務の過程でうかがわれる取引	【電話転送サービス】1. 会社等の実態を仮装する意図がある
2 契約事務の過程で、顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引	【電話転送サービス】2. 真の受益者説明・資料提出拒否
3 複数の法人名義での電話取次契約を希望する同一名義人である顧客に係る取引	【電話転送サービス】3. 同一名義人で複数サービス契約
4 顧客の用いる法人名義が実態のないペーパーカンパニーであることが、契約事務の過程でうかがわれる取引	【電話転送サービス】4. 実体のない法人の取引
5 顧客が架空名義又は借名で契約をしていることが、契約事務の過程でうかがわれる取引	【電話転送サービス】5. 架空名義・借名取引
6 契約事務の過程で、取引の秘密を不自然に強調する顧客及び当局への届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引	【電話転送サービス】6. 秘密強調・届出不実行依頼等
7 契約事務の過程で、暴力団員、暴力団関係者等に係るものであることが明らかである取引	【電話転送サービス】7. 暴力団員等
8 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引	【電話転送サービス】8. 不自然な態様・態度等
9 JAFICその他の公的機関など、外部機関から犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引	【電話転送サービス】9. 公的機関からの犯罪収益に係る照会等
10 その他	【電話転送サービス】その他

付 録

殿

事業者名

代表者名

印

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

※届出通番(記入しないこと)									
届出特定事業者									
届出番号		(年) ー		(番号)		部署名・営業所・代理店等名称			
役職						担当者名			
本店 〒・所在地									
営業所・代理店等 〒・所在地									
電話番号						内線番号			
顧客等に関する情報									
フリガナ									
氏名(法人名)									
フリガナ									
通称・異名等									
個人・法人の別				生年月日(設立日)				性別	
国籍						在留資格			
電話番号									
電子メールアドレス等									
〒・住所(所在地)									
ビル名等									
職業(事業内容)									
勤務先名 (その他の連絡先)						勤務先の事業内容			
〒・住所(所在地)									
ビル名等									
届出理由									
ガイドライン番号						捜査機関等からの照会の有無			
備考									

- 備考
- 1 届出書は、顧客等ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。
 - 2 別記様式第2号に取引時確認に関する事項及び別記様式第3号に取引に関する事項を記入して添付すること。取引時確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認している事項を記入すること。
 - 3 全て西暦で記入すること。
 - 4 「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、届出番号は、毎年1月1日以降の最初のものを「1」とすること。
 - 5 漢字表記の氏名（外国人の氏名を含む。）は、姓と名との間に間隔を置くこと。
 - 6 外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名（法人名）」に、漢字表記を「通称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまとまりごとに間隔を置いて記入すること。
 - 7 勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項については、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。
 - 8 「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、全て記入すること。
 - 9 「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。
 - 10 「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。
 - 11 「ガイドライン番号」は、各行政庁が示した疑わしい取引の届出の参考事例（ガイドライン）における番号を記入すること。
 - 12 「捜査機関等からの照会の有無」は、法第13条第1項に規定する検察官等からの照会の有無を記入すること。
 - 13 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

顧客等及び関係者の取引時確認に関する事項

顧客等(個人・法人)の本人確認書類				
本人確認書類の種別1		書類番号1		
本人確認書類の種別2		書類番号2		
本人確認書類の種別3		書類番号3		
代表者・取引担当者・代理人・その他関係者に関する事項				
フリガナ				
氏名				
生年月日・性別			関連内容	
特定取引等の任に当たっていると認めた理由				
国籍		在留資格		
電話番号				
電子メールアドレス等				
〒・住所				
ビル名等				
勤務先名(その他の連絡先)		勤務先の事業内容		
〒・住所(所在地)				
ビル名等				
本人確認書類の種別1		書類番号1		
本人確認書類の種別2		書類番号2		
実質的支配者に関する事項				
フリガナ				
氏名(法人名)				
個人・法人の別		生年月日(設立日)		性別
実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法				
国籍		在留資格		
電話番号				
電子メールアドレス等				
〒・住所(所在地)				
ビル名等				
勤務先名(その他の連絡先)		勤務先の事業内容		
〒・住所(所在地)				
ビル名等				
本人確認書類の種別1		書類番号1		
本人確認書類の種別2		書類番号2		
資産及び収入の状況に関する情報				
確認に用いた資料の種別				
資産及び収入の状況				
備考				

- 備考
- 1 顧客等が同一名義で複数の支店に口座を有する場合等は、この様式を口座等ごとに作成すること。
 - 2 「本人確認書類の種別」は運転免許証、在留カード等の種別を記入し、「書類番号」は本人確認書類の番号を記入すること。本人特定事項の確認を行っていないものは、不要、未済、不明等の別を記入すること。
 - 3 「代表者・取引担当者・代理人・その他関係者」は、法第4条第6項の規定により自然人に限られていることに留意すること。
 - 4 「関連内容」は、代表者、取引担当者、代理人、続柄その他の顧客等との関連内容を記入すること。
 - 5 「実質的支配者に関する事項」欄は、次のとおり記入すること。
 - (1) 「実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法」は、申告による確認を行った場合はその旨を記入し、書類による確認を行った場合は当該確認に用いた書類の種別を記入すること。
 - (2) 「本人確認書類の種別」及び「書類番号」は、申告による確認を行った場合は、空欄とすること。
 - 6 代表者・取引担当者・代理人・その他関係者又は実質的支配者の数が2以上の場合は、この様式を複数作成して添付すること。
 - 7 「資産及び収入の状況」は、資産及び収入の種類を記入し、金銭の場合はその額を、金銭以外の場合は取引時点の（推定）時価換算額を記入すること。
 - 8 1 から 7 までのほか、別記様式第 1 号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

取引に関する事項

継続的取引関係に関する事項					
継続的取引関係の有無の別			営業所・代理店等名称		
営業所・代理店等 〒・所在地					
取引(口座等)種類				顧客(口座等)番号	
開始年月日				取引の申込み方法	
取引を行う目的					
疑わしい取引に関する事項					
重要取引					
当該取引の成立・未成立の別					
当該取引年月日					
当該取引の取扱店	特定事業者名称				
	営業所・販売店等名称				
	営業所・販売店等 〒・所在地				
当該取引に関する情報	取引形態				
	業務内容				
	取引を行う目的				
	決済方法				
	取引金額				
	通貨単位				
	両替後の通貨単位				
	手形・証券、金地金等の動産の種別				
	手形・証券、金地金等の動産の番号				
	不動産の種別				
	不動産の地番				
	その他(特徴等)				
預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合	個人・法人の別				
	フリガナ				
	(被)仕向先の氏名(法人名)				
	銀行、クレジットカード会社等の種別				
	銀行、クレジットカード会社等の名称				
	営業所・代理店等名称				
	口座・クレジットカード等種類				
	口座・クレジットカード等番号				
	送金先(元)国名				
当該取引の際に使用した通称・異名等					
備考					

- 備考 1 預貯金口座その他の継続的取引関係に基づく個別の取引についてこの様式を作成する場合は、別記様式第2号を作成した口座等ごとに作成及び添付すること。
- 2 多数の取引がある場合は、この様式を複数作成して添付すること。
- 3 多数の取引について届け出る場合であって、取引記録等の写しを添付する場合は、主要な取引を除き、当該写しに記載のある取引については記入しないことができること。
- 4 「継続的取引関係に関する事項」欄は、預貯金その他の口座の開設、クレジットカード等の交付その他顧客等との継続的取引の開始（既に取り時確認を行っている顧客等としての取扱いの開始を含む。）をした際に記録した事項を記入すること。
- 5 「営業所・代理店等名称」は取引を開始した営業所、代理店等の名称を記入し、「営業所・代理店等所在地」は当該営業所、代理店等の住所を都道府県名から記入すること。
- 6 「取引（口座等）種類」は、証券、商品先物その他の取引の種別を記入すること。なお、預貯金契約の締結の場合は、普通口座、当座口座、決済用口座等の種別を記入すること。
- 7 「開始年月日」は、継続的取引の開始年月日を記入すること。
- 8 「取引の申込み方法」は、窓口、郵送、インターネット等の種別を記入すること。
- 9 「重要取引」欄は、重要な取引に○印を記入すること。
- 10 「営業所・販売店等名称」は、個別の取引を行った営業所、代理店、販売店等の名称を記入すること。クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業者及び店舗の名称を記入すること。
「営業所・販売店等所在地」は、当該営業所等の住所を都道府県名から記入すること。
- 11 「取引形態」は、窓口、訪問、インターネット、ＡＴＭ等の種別を記入すること。
- 12 「決済方法」は、現金、口座振替、クレジットカード等その他の種別を記入すること。
- 13 「取引金額」は、金銭の場合はその額を記入すること。金銭以外の場合は、取引時点の（推定）時価換算額を記入すること。
- 14 「その他（特徴等）」は、宝石のカラット数・デザイン、外国の有価証券に関する特徴等を記入すること。
- 15 「預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合」欄は、次のとおり記入すること。

- (1) 銀行等の場合、別記様式第1号の顧客等以外の（被）仕向先（送金先（元））を記入すること。
 - (2) 銀行等以外の事業者（クレジットカード等の発行者を除く。）の場合、顧客等の利用した預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。
 - (3) クレジットカード等の発行者の場合、顧客等の利用した預貯金口座を記入すること。
- 16 1 から15までのほか、別記様式第1号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。